

令和2年3月2日

令和2年第1回神奈川県議会定例会

文教常任委員会報告資料

教育委員会

目 次

I	「神奈川県人口ビジョン 改訂（案）」及び 「第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」について-----	1
II	かながわ気候非常事態宣言について -----	16
III	新型コロナウイルス感染症に対する教育委員会の対応について-----	19
IV	「神奈川県教育委員会障がい者活躍推進計画（案）」について -----	40
V	ハラスメント防止に向けた取組強化について-----	44
VI	リース契約満了により返却したハードディスクの盗難に係る再発防止について-----	67
VII	新まなびや計画の取組状況について-----	70
VIII	教員の働き方改革の推進について -----	72
IX	インクルーシブ教育の推進について -----	78
X	令和3年度学科改編対象校（神奈川総合高校舞台芸術科）の 設置計画（案）について -----	88
XI	社会教育施設の老朽化に対する取組等について -----	90

I 「神奈川県人口ビジョン 改訂（案）」及び「第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」について

1 趣旨

県では「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、平成27年度に「神奈川県人口ビジョン」（以下「人口ビジョン」という。）及び「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第1期総合戦略」という。）を策定し、克服すべき2つの課題として「人口減少に歯止めをかける」と「超高齢社会を乗り越える」ことを挙げ、平成27年度から令和元年度までの5か年を計画期間として、地方創生の取組みを進めてきた。

第1期総合戦略の最終年度に当たる今年度は、平成27年度から4年間の取組みの進捗状況について、神奈川県地方創生推進会議（以下「推進会議」という。）で議論した。その結果、今後の取組みについて、これまでに根付いた課題認識や取組みをしっかりと継続しつつ、新たな時代の変化に対応し、その流れを力に変えて、取組みを進める必要があるとの評価を受けた。

こうしたことから、令和2年度を始期とする「第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第2期総合戦略」という。）については、4つの基本目標の枠組みを維持し、これまでに根付いた課題認識や取組みを継続するほか、「かながわグランドデザイン 第3期実施計画」に位置付けたSDGsの推進、未来社会創造、コミュニティの再生・活性化など新しい時代の流れに応じた考え方や施策を反映し策定する。あわせて、第2期総合戦略の施策を企画立案する上で重要な基礎となる人口ビジョンについても最新の数値等を踏まえて改訂する。

2 経過

令和元年8月1、5日	推進会議総合戦略推進評価部会において第2期総合戦略の方向性を議論
10月18日	県・市町村間行財政システム改革推進協議会 地方創生部会において市町村の実務担当者との 意見交換を実施
11月5日	推進会議において「人口ビジョン 改訂（素案）」及び「第2期総合戦略（素案）」を議論
12月9、10日	第3回県議会定例会 全常任委員会へ「人口 ビジョン 改訂（素案）」及び「第2期総合戦 略（素案）」を報告

12月16日	県民意見募集の実施(令和2年1月15日まで)
12月18日	市町村意見照会の実施(令和2年1月10日まで)
令和2年1月31日	推進会議において「人口ビジョン 改訂(案)」及び「第2期総合戦略(案)」を議論

3 県民意見募集等の結果

(1) 実施方法

- ・ 県機関での素案の配布
- ・ 県ホームページへの掲載

(2) 意見総数

85件(県民意見:65件、市町村意見:20件)

(3) 意見区分とその反映状況

ア 意見区分

区 分			件数
人口ビジョン			24件
総合戦略	基本目標1	経済のエンジンを回して魅力的なしごとを産み出し、一人ひとりが生き生きと働ける神奈川を創る	9件
	基本目標2	国内外から神奈川への新しいひとの流れをつくる	10件
	基本目標3	若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	12件
	基本目標4	活力と魅力あふれるまちづくり・誰もが活躍できる地域社会づくりを進める	15件
その他(質問・感想等)			15件
合 計			85件

イ 意見の反映状況

区 分	件数
反映した意見	45件
総合戦略に記載はないが、既に取り組んでいる施策等に関する意見	9件
今後の施策展開の参考とする意見	14件
その他(質問・感想等)	17件
合 計	85件

令和2年2月28日時点

(4) 主な意見

ア 人口ビジョン

- ・ 人口動向分析に「通勤時間に関する状況」、将来人口分析に「平均寿命と健康寿命」の項目を追加したのは良いことだが、特に通勤時間の改善に関しては地域に働く場所がないとなかなか改善しない。
- ・ 神奈川県は人口問題に関しては恵まれていると思う。全国的な人口の奪い合いはあまり好ましくないと思う。

イ 基本目標 1

- ・ ロボットの活用は賛成だ。もう少し、実用化案件を紹介してほしい。
- ・ 65歳以上の高齢者の大多数は健康であるため、一例として、定年引上げや、定年制度廃止を勧奨する制度などを作ってはどうか。

ウ 基本目標 2

- ・ 県内観光について、箱根や鎌倉など外国人が立ち寄っている感じがするので、もっと他の地域に呼び込むことが必要ではないか。
- ・ 三浦半島で暮らしてもらうために、広い土地を活かし、富裕層向けの住宅を整備したらどうか。

エ 基本目標 3

- ・ 若い男女が出会い・交際する仕組みづくりを推進すべき。県が直接行うことが難しければ、それを行う団体を支援してほしい。
- ・ 働き方改革は、現実には名ばかりのものも多く、テレワークも企業がシステムを作り実行するにはかなりの資金が必要。大企業はともかく中小企業が行うには資金的支援が必要になると思う。

オ 基本目標 4

- ・ ラグビーワールドカップの盛り上がりを活用していく視点が足りないと思う。スポーツによるまちづくりやレガシーづくりに積極的に取り組んでほしい。
- ・ 空き家について、全国の自治体で色々と対策を立てているが、成功例は非常に少ない。考え方を根本から見直すことが必要ではないか。

4 「第2期総合戦略」(素案)からの主な変更点等

国の第2期総合戦略(令和元年12月20日閣議決定)を勘案するとともに、県民意見募集・市町村意見照会の結果や、県議会・推進会議からの意見を踏まえて変更を行った。

また、数値目標・KPIの目標値を設定し、基本目標の実現に向けた施策の最小単位である「小柱」の説明文に、施策のねらいや取組みの方向性を記載した。

- ・ 基本目標1について、「しごとをつくる」という量的な面に加え、「魅力的な」という質的な面にも着目し名称を変更。

(素案) 県内にしごとをつくり安心して働けるようにするとともに、これを支える人材を育て活かす
(案) 経済のエンジンを回して魅力的なしごとを産み出し、一人ひとりが生き生きと働ける神奈川を創る

※ 素案で示した「人材を育て活かす」の観点は、基本目標1～4に共通することから、「第4章 推進体制など」に新たに項目を設けて記載。

- ・ 基本目標4に掲げた「持続可能な魅力あふれるまちづくり」を進めるに当たって、近年の気候変動への対応の視点を追加。
- ・ 本県の地方創生の取組みがSDGsの理念と軌を一にすることをより分かりやすく示すため、第2期総合戦略の施策とSDGsの17のゴールとの関係を整理。

5 人口ビジョン 改訂(案)の概要

別紙1のとおり

6 第2期総合戦略(案)の概要・具体的な施策

別紙2及び別紙3のとおり

7 今後の予定

令和2年3月 「人口ビジョン」の改訂及び「第2期総合戦略」の策定

「神奈川県人口ビジョン 改訂（案）」

これまでの人口動向等を分析するとともに、克服すべき課題とその解決に向けたビジョン等を将来展望として広く共有するために策定するものであり、総合戦略において効果的な施策を企画立案する上での基礎資料となる。

改訂に当たっては、克服すべき2つの課題と3つのビジョンは維持した上で、人口動向分析など最新の数値を反映する。

1 構成

○第1章 人口分析

1 人口動向分析

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) 長期的な人口の動向分析 | (2) 出生動向分析 |
| (3) 人口移動分析 | (4) 雇用・就労分析 |

2 将来人口分析

- (1) 人口減少社会と超高齢社会
- (2) 人口減少及び人口構成の変化がもたらす影響

○第2章 将来展望

1 克服すべき2つの課題

2 3つのビジョン

3 人口の将来展望

- (1) 人口の推移と将来展望
- (2) 地域政策圏別人口の将来展望

2 概要

(1) 人口動向分析

- ・ 県の合計特殊出生率は、全国を0.1ポイント程度下回る傾向が続いており、平成30年は1.33。
- ・ 県は、東京都に対しては年間7,000人程度の転出超過となっている。
- ・ 5つの地域政策圏のうち、三浦半島地域と県西地域は引き続き転出超過。
- ・ 「雇用・就労分析」の中に「通勤時間に関する状況」を新たに追加。

(2) 将来人口分析

- ・ 自然減が大きくなることが見込まれる一方で、社会増は近年、年間1～2万人程度で推移しており、今後、数十年間の人口減少は避けられない。
- ・ 高齢化率は、平成27年の23.9%から、令和47年には34.8%となるこ

とが見込まれている。

- ・ 「平均寿命と健康寿命」の項目を新たに追加。

(3) 克服すべき2つの課題

- ・ 将来にわたって、活力ある、いのち輝く神奈川を維持していくためには、人口減少問題の克服に向けた取組みを進める必要がある。
- ・ 一方、神奈川は全国屈指のスピードで高齢化が進むとともに少子化も進行している。
- ・ そこで、「人口減少に歯止めをかける」ことと、「超高齢社会を乗り越える」ことの2つの課題を同時に克服していかなければならない。

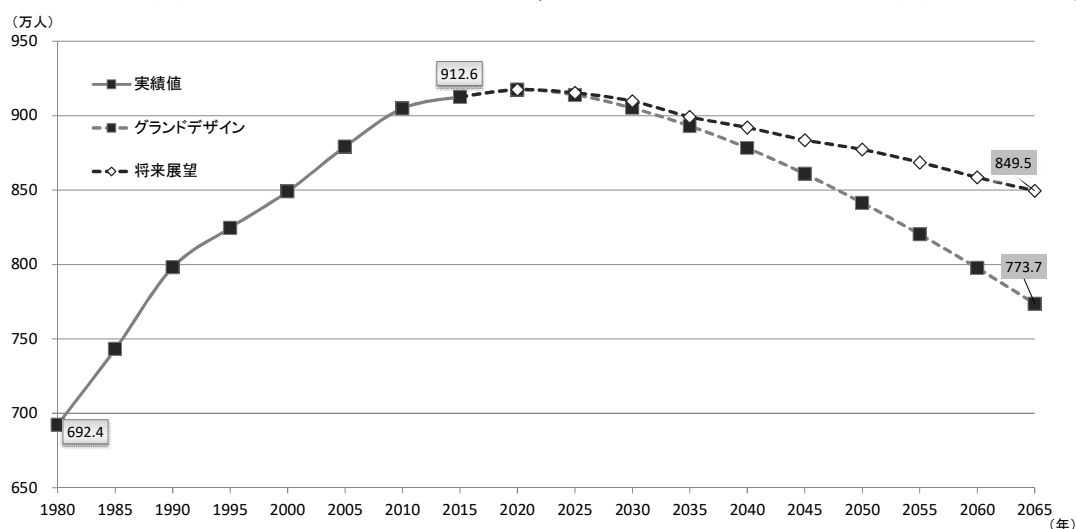
(4) 3つのビジョン

克服すべき2つの課題の解決に向け、次の3つのビジョンを将来展望として整理。

- ・ ビジョン1 「合計特殊出生率」の向上（自然増に向けた対策）
- ・ ビジョン2 「マグネット力」の向上（社会増に向けた対策）
- ・ ビジョン3 「未病」の取組みによる健康長寿社会の実現（超高齢社会への対応）

(5) 人口の将来展望

- ・ ビジョンが実現した場合の将来人口についてシミュレーションを行ったところ、かながわグランドデザインにおいて県が行った令和47年時点の推計773.7万人を上回り、849.5万人になると推計された。



第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）

人口ビジョンで示した「克服すべき2つの課題」と「3つのビジョン」を受け、人口減少と超高齢社会を力強く乗り越えていくため、令和2年度から令和6年度までの5年間に取り組む施策等を示すもの。

1 構成

○第1章 基本的考え方

- 1 総合戦略の位置付け
- 2 本県の地方創生の取組みとSDGs（持続可能な開発目標）

○第2章 基本目標

- 基本目標1 経済のエンジンを回して魅力的なしごとを産み出し、一人ひとりが生き生きと働ける神奈川を創る
- 基本目標2 国内外から神奈川への新しいひとの流れをつくる
- 基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 基本目標4 活力と魅力あふれるまちづくり・誰もが活躍できる地域社会づくりを進める

○第3章 具体的な施策

○第4章 推進体制など

- 1 多様な担い手との連携
- 2 未来技術の活用による地域課題の解決、地域の魅力向上
- 3 PDCAによるマネジメントサイクル

2 概要

(1) 基本的考え方

ア 総合戦略の位置付け

第2期総合戦略は、人口ビジョンで掲げる3つのビジョンの実現を積極的に進めていくため、「かながわグランドデザイン 第3期実施計画」から「人口問題」の観点で施策を抽出し、令和2年度から令和6年度の5年間の目標や施策の基本的方向を整理したもの。

イ 本県の地方創生の取組みとSDGs（持続可能な開発目標）

県の地方創生の取組みは、かながわグランドデザインと同様に、SDGsの理念と軌を一にするものである。地方創生の取組みを進め、「いのち輝くマグネット神奈川」の実現をめざすことで、SDGsの目標である世界がめざす持続可能な社会の実現にも貢献していく。

(2) 基本目標

基本目標 1 経済のエンジンを回して魅力的なしごとを産み出し、一人ひとりが生き生きと働ける神奈川を創る

神奈川の成長力を生かした神奈川らしい成長産業の創出などを通じて、経済のエンジンを回すことにより、県内にしごとをつくり、安定した雇用を生み出し、一人ひとりが生き生きと働くことができる社会の実現をめざす。

<数値目標>

- 企業立地支援件数（累計）
- 開廃業率の差（開業率から廃業率を引いた差）
- 企業経営の未病が改善した企業の割合（「未病 CHECK シート」をもとに、支援機関に相談した企業のうち、改善した企業の割合）
- 完全失業率（暦年）

基本目標 2 国内外から神奈川への新しいひとの流れをつくる

観光の振興、地域資源を活用したプロジェクトを推進することで、神奈川のマグネット力を高め、国内外からヒト・モノ・カネを引きつける。また、関係人口に着目し、来訪した人と地域の人との多様な交流機会を創出することで、各地域のマグネット力を高め、地域活性化を図り、移住・定住人口の増加につなげる。

<数値目標>

- 観光消費額総額（暦年）
- 入込観光客数（暦年）
- 県西地域の社会増減数（暦年）
- 三浦半島地域の社会増減数（暦年）
- 人口が転出超過の市町村数（暦年）

基本目標 3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

「子どもを生むなら神奈川 子育てするなら神奈川」の実現をめざし、結婚から育児までの切れ目ない支援や女性の活躍支援、長時間労働の是正や通勤時間の短縮につながる働き方の導入支援などを通じて、安心して結婚、出産、子育てができる環境を整えとともに、妊娠・出産などに関する知識の普及やライフキャリア教育を進め、若い世代の希望の実現を図る。

<数値目標>

- 希望出生率の実現（暦年）

- 保育所等利用待機児童数
- 25～44歳の女性の就業率（暦年）
- 1人当たり月所定外労働時間（事業所規模30人以上）（暦年）
- 「安心して子どもを産み育てられる環境が整っていること」に関する満足度（県民ニーズ調査）

基本目標4 活力と魅力あふれるまちづくり・誰もが活躍できる地域社会づくりを進める

既に超高齢社会が到来している中で、未病改善の取組みなどを通じて健康長寿のまちづくりを進め、超高齢社会を乗り越える社会システムを創っていく。

また、今後見込まれる人口減少の局面に対応できるよう、女性、高齢者、障がい者、外国人など誰もが居場所と役割を持ち活躍できる地域社会づくりや、安全で安心なまちづくり、「コンパクト+ネットワーク」の都市づくりの観点に立った持続可能な魅力あるまちづくりを進めるなど、活力と魅力あふれるまちづくりの実現をめざす。

<数値目標>

- 平均自立期間（日常生活動作が自立している期間の平均）（暦年）
- 長い人生を充実させるため、コミュニティなど、地域社会との関わりを大切にしている人の割合（県民ニーズ調査）
- 「通勤・通学・買い物など日常生活のための交通の便がよいこと」に関する満足度（県民ニーズ調査）
- 「神奈川県に住み続けたい」と思う人の割合（県民ニーズ調査）

基本目標 1 経済のエンジンを回して魅力的なしごとを産み出し、一人ひとりが生き生きと働ける神奈川を創る**(1) 成長産業の創出・育成、産業の集積****① 未病産業、最先端医療関連産業の創出・育成【政策】**

- ▶ 未病産業の創出・育成
- ▶ 最先端医療関連産業の創出・育成

② ロボット関連産業の創出・育成【政策、福祉子どもみらい、産業労働】

- ▶ ロボットの実用化の促進
- ▶ ロボットの普及・定着の促進
- ▶ 「ロボットと共生する社会」の実現に向けた取組み

③ エネルギー関連産業の振興【産業労働】

- ▶ エネルギー自立型の住宅・ビル・街の形成に取り組む企業への支援

④ 産業集積の促進【政策、産業労働、県土整備】

- ▶ 成長性の高いベンチャー企業の創出・育成
- ▶ 3つの特区などを活用した成長産業関連企業の立地促進
- ▶ 工場立地のための土地利用に係る規制緩和の検討
- ▶ 成長分野において地域の特性を生かして高い付加価値を創出する地域経済牽引事業の促進・支援

(2) 産業の活性化**① 県内中小企業・小規模企業の活性化【産業労働】**

- ▶ 企業経営の未病改善の推進
- ▶ 中小企業の経営革新の促進
- ▶ 中小企業の必要とする人材とのマッチング
- ▶ 中小企業の円滑な事業承継の促進
- ▶ 経営基盤強化や経営安定化、生産性の向上などへの支援を行う総合的な中小企業支援体制の整備
- ▶ 中小企業の海外展開支援

② 農林水産業の活性化【環境農政】

(持続可能な経営基盤の確立)

- ▶ スマート農業などの新技術の開発・普及の推進
- ▶ 農地等の生産基盤の整備・保全の推進

(農林水産物のブランド力の強化による利用拡大)

- ▶ 県民ニーズに応じた県内農林水産物の提供の促進
- ▶ かながわ認証木材の安定利用の促進

- ▶ かながわブランドの認知度向上

(3) 就業の促進と人材育成

① 就業支援の充実【産業労働】

- ▶ 中高年齢者、女性、若年者の就業支援
- ▶ 障がい者の雇用促進
- ▶ 安心して働ける労働環境の整備

② 産業を支える人材育成【環境農政、産業労働、教育】

- ▶ 中小企業等を支える専門技術者の育成
- ▶ 生徒の個性や能力を伸ばすための県立高校専門学科などにおける質の高い教育の充実
- ▶ グローバル人材の育成
- ▶ 農林水産業の新たな担い手の育成・確保の推進

③ 外国人材の育成・活躍支援【福祉子どもみらい、健康医療、産業労働】

- ▶ 外国人材の育成
- ▶ 外国人材の活躍支援

基本目標2 国内外から神奈川への新しいひとの流れをつくる

(1) 観光の振興

① 観光資源の発掘・磨き上げ【国際文化観光】

- ▶ 魅力ある観光地の形成
- ▶ 観光消費につながるコンテンツづくり
- ▶ 多様なテーマに沿って県内の周遊を促すツーリズムの推進

② 戦略的プロモーションの推進【国際文化観光】

- ▶ 観光消費を高めるプロモーションの推進
- ▶ 多様な関係者と連携したプロモーションの推進

③ 受入環境の整備【国際文化観光】

- ▶ 観光客が快適で安全・安心に旅ができる受入環境の整備
- ▶ 観光客を迎えるおもてなしの向上

(2) 地域資源を活用した魅力づくり

① 県西地域活性化プロジェクトの推進【政策、環境農政、健康医療】

- ▶ 「未病を改善する」取組みの推進
- ▶ 県西地域の自然環境などを生かした観光の振興
- ▶ 県西地域における「関係人口」の創出

② 三浦半島魅力最大化プロジェクトの推進【政策、県土整備】

- ▶ 三浦半島の観光の魅力を高める取組みの推進
- ▶ 「半島で暮らす」魅力を高める取組みの推進

③ かながわシープロジェクトの推進【政策】

- ▶ 海からしか見ることができない景観を観光コンテンツとした海洋ツーリズムの展開
- ▶ 神奈川の海の多彩な魅力を伝える「Feel SHONAN」ウェブサイト・SNSによる情報発信

④ マグカルの推進【国際文化観光】

- ▶ 地域の文化資源を生かしたマグカルの推進

⑤ 地域のマグネットとなる魅力づくり【政策、環境農政、産業労働】

- ▶ ダム湖と周囲の自然環境を生かした水源地域の活性化
- ▶ まちの賑わいを創出する商店街の振興
- ▶ 伝統工芸品など地域に根ざした産業の振興

(3) 移住・定住の促進

① 関係人口の創出を通じた移住・定住の促進【政策】

- ▶ 地域の魅力を生かした移住の促進
- ▶ 暮らしとしごとの相談・支援
- ▶ 「関係人口」の創出

基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(1) 結婚から育児までの切れ目ない支援

① 若い世代の経済的安定と結婚の希望をかなえる環境づくり

【福祉子どもみらい、産業労働】

- ▶ ライフキャリア教育の促進
- ▶ 若者の就業支援
- ▶ ニート等困難を有する若者の相談・支援の充実
- ▶ 結婚に向けた機運の醸成

② 妊娠・出産を支える社会環境の整備【福祉子どもみらい、健康医療】

- ▶ 母子保健の推進
- ▶ 思春期から妊娠適齢期の男女を対象とした健康相談や健康教育
- ▶ 不妊治療に対する支援
- ▶ 産科医の確保・育成
- ▶ 周産期救急医療体制の整備・充実

③ 子育てを応援する社会の実現【福祉子どもみらい、健康医療、県土整備、教育】

(子ども・子育てを支える社会環境の整備)

- ▶ 社会全体で多様な子育てを応援する環境づくり
- ▶ 保育環境の整備
- ▶ 保育人材の確保・育成やニーズに応じた幼児期の教育・保育の提供

- ▶ 放課後児童クラブをはじめとした子どもの放課後などにおける育ちの場の整備
- ▶ 子育て世代に対する総合的な支援（子育て世代包括支援センターにおける支援）
- ▶ 多世代居住のまちづくりの推進
- ▶ 小児救急医療体制の整備・充実

（支援を必要とする子ども・家庭への対応）

- ▶ 貧困の状況にある子どもへの支援
- ▶ 高校生などへの就学支援の充実
- ▶ 多子世帯への支援

(2) 女性の活躍支援と男女共同参画の推進

① 女性の活躍支援と男女共同参画の推進【福祉子どもみらい、産業労働】

- ▶ 男女の役割分担意識の改革や意識啓発に向けた取組みの推進
- ▶ 女性の活躍の推進
- ▶ 女性登用の促進

(3) 働き方の改革

① 多様な働き方ができる環境づくり【福祉子どもみらい、健康医療、産業労働】

- ▶ 働き方改革の推進に向けた企業へのワーク・ライフ・バランスの普及啓発・支援
- ▶ 企業へのテレワークの導入推進
- ▶ 男性が育児参加できる環境づくり
- ▶ 子ども・子育てを支援する企業の認証
- ▶ 患者の治療と仕事の両立支援

基本目標 4 活力と魅力あふれるまちづくり・誰もが活躍できる地域社会づくりを進める

(1) 健康長寿のまちづくり

① 未病を改善する環境づくり

【政策、スポーツ、福祉子どもみらい、健康医療、産業労働、県土整備、教育】

（ライフステージに応じた未病対策）

- ▶ 子どもの未病を改善する基礎づくり
- ▶ 女性の未病対策
- ▶ こころの健康づくりの推進など働く世代への未病対策
- ▶ コグニサイズの展開やオーラルフレイル対策など高齢者への未病対策

（未病改善を支える社会環境づくり）

- ▶ 未病センターや県立都市公園など身近な場所で未病を改善する場の提供や環境づくり
- ▶ 未病バレー「ビオトピア」を活用した未病の総合的な普及啓発
- ▶ ヘルスケア分野における社会システムの変革を起こす人材の育成

（健康情報の活用による効果的な施策の推進）

- ▶ 健康情報の活用による未病改善の推進
- ▶ 未病改善に向けた未病指標の構築・活用促進

② 高齢になっても活躍できる社会づくり

【政策、福祉子どもみらい、健康医療、産業労働、県土整備】

(地域包括ケアシステムの推進)

- ▶ 地域包括ケアを担う人材の育成
- ▶ 介護人材の定着・確保と介護保険施設の計画的整備の促進
- ▶ 福祉サービスを安心して利用することができるしくみづくり
- ▶ 地域のニーズに対応した医療体制の整備・充実
- ▶ サービス付き高齢者向け住宅の供給促進など高齢者をとりまく居住環境の安定確保
- ▶ 健康団地の取組みの推進

(認知症の人にやさしい地域づくり)

- ▶ 認知症の人への適切な医療・介護を提供するための体制整備
- ▶ 若年性認知症の人の自立支援ネットワークの構築
- ▶ 認知症の本人や家族の視点を踏まえた施策の充実

(健康・生きがいづくり)

- ▶ 高齢者の健康・生きがいづくりの推進
- ▶ 「人生100歳時代」におけるライフデザイン支援
- ▶ シニア世代の就業や起業の支援
- ▶ 福祉コミュニティづくりを担う人材の育成・定着
- ▶ 最先端技術を活用した高齢者に優しい地域づくり

③ 誰もが生涯にわたりスポーツに親しめる社会の実現【スポーツ】

(誰もが生涯を通じて楽しめるスポーツ活動の推進)

- ▶ 生涯を通じた豊かなスポーツライフの基礎づくり
- ▶ 成人期におけるスポーツの習慣化
- ▶ スポーツを通じた健康・生きがいづくり
- ▶ スポーツを通じた世代を超えた地域交流の推進

(スポーツ活動を広げる環境づくりの推進)

- ▶ スポーツ環境の基盤となる「人材」育成とスポーツする「場」の充実
- ▶ 障がい者スポーツの推進
- ▶ 神奈川育ちのアスリートの育成と競技力の向上
- ▶ スポーツを通じた未病改善の実践と検証

(大規模なスポーツイベントを盛り上げ、レガシーを創出・継承する取組み)

- ▶ 大規模なスポーツイベントに向けた機運醸成と大会の成功を通じたスポーツの普及推進

(2) 誰もが活躍できる地域社会の実現

① 障がい者が活躍できる地域社会づくり【福祉子どもみらい、産業労働】

- ▶ 障がい者の社会参加の促進
- ▶ 障がい及び障がい児・者に対する理解促進

② 外国人が活躍できる地域社会づくり

【国際文化観光、福祉子どもみらい、健康医療、産業労働、教育】

- ▶ 多文化理解の推進
- ▶ 外国籍県民等も安心してらせる地域社会づくり
- ▶ 外国人が活躍できる環境づくり
- ▶ 外国人材の育成 <再掲>
- ▶ 外国人材の活躍支援 <再掲>

③ 支え合いによる地域社会づくり

【政策、くらし安全防災、福祉子どもみらい、県土整備、教育、警察本部】

- ▶ 災害に備えた自助・共助の取組みの促進
- ▶ バリアフリーのまちづくりの推進
- ▶ 地域の活性化や課題解決に取り組む人材の育成
- ▶ コミュニティ・スクールの導入・運営による地域の新たなコミュニティの核となる学校づくり
- ▶ SDGsの「自分事化」と地域コミュニティ活性化の推進

(3) 持続可能な魅力あるまちづくり

① 次世代につなぐ活力と魅力あふれるまちづくりの推進

【政策、総務、くらし安全防災、環境農政、県土整備、企業】

- ▶ 空き家を活用した住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録促進
- ▶ 地域の実情に応じた都市機能の集約化などの推進
- ▶ 県有地・県有施設の有効活用
- ▶ 歴史的建造物の保全・活用
- ▶ 都市拠点の整備と環境と共生するまちづくり
- ▶ 廃棄物ゼロ社会づくり

② 交流と連携を支える交通ネットワークの充実【県土整備】

- ▶ 交流幹線道路網の整備
- ▶ 道路網の有効活用
- ▶ 鉄道網の整備促進、鉄道の安定輸送の確保
- ▶ 路線バスなどの公共交通の充実・確保

II かながわ気候非常事態宣言について

気候変動に対応するため、2月7日に「かながわ気候非常事態宣言」(以下、「宣言」という。)を発表した。

1 宣言の趣旨

昨年の台風第15号及び第19号は、県内に記録的な暴風や高波、高潮、大雨をもたらし、県内各地域で甚大な被害が生じた。

世界においても熱波や海面上昇などが頻発し、多くの被害が出ており、その要因は地球温暖化などの気候変動の影響と言われている。

SDGsが目指す持続可能な社会を実現するためには、あらゆる主体が気候変動問題を改めて認識し、「自分事」として捉え、日ごろから意識を持って行動することが必要である。今、気候が非常事態にあるという「危機感」を市町村、企業、アカデミア、団体、県民と共有し、ともに「行動」していくことを目的に、次の3つの基本的な柱のもと取組みを進める。

2 基本的な対策の柱

(1) 今のいのちを守るため、風水害対策等の強化

風水害対策の強化に向けて、河川、急傾斜地等のハード対策の前倒し、市町村との情報受伝達機能の強化、市町村の風水害対策への支援等、ハード・ソフト両面から水防災戦略を進める。

<水防災戦略の概要>

I 緊急に実施することで被害を最小化するハード対策

今後の出水期に向け、早急な対応が必要な箇所、迅速な整備が必要な箇所等に対して、令和2年度から4年度の3か年内に緊急に実施し、危険箇所の解消を進める。

II 中長期的な視点で取組みを加速させるハード対策

中長期的な視点で取り組む事業のうち、減災、強靱化の効果が早期に期待できる事業について、充実強化、事業の前倒し等を行う。

III 災害対応力の充実強化に向けたソフト対策

市町村が行う避難対策、減災対策への支援、住民による適切な避難行動につなげるための迅速・的確な情報受伝達機能の強化、県の災害対応体制の強化等を行う。

(2) 未来のいのちを守るため、2050年の「脱炭素社会」の実現に向けた取組みの推進

「脱炭素社会」の実現に向けて、県有施設の再生可能エネルギー100%化を目指した取組みや「アクア de パワーかながわ」を活用した気候変動対策に係る取組み等を推進する。

また、太陽光等再生可能エネルギー等の導入、燃料電池自動車の導入促進等「かながわスマートエネルギー計画」の推進とともに、森林整備など二酸化炭素吸収源対策の充実を図る。

(3) 気候変動問題の共有に向けた、情報提供・普及啓発の充実

気候変動問題の共有に向けて、小・中学校、高校における環境学習や防災教育の推進とともに、高校生のSDGs探求支援など次世代による行動を促す。

<主な対策>

- 気候変動をテーマとした新たな環境学習教材の作成等
- SDGs Quest みらい甲子園の開催を契機とした学び
- SDGsアクションフェスティバルの開催 など

3 市町村との調整

(1) 宣言の策定

宣言の策定にあたっては、昨年12月に県内全市町村を訪問し、本県の基本的な考え方等について説明及び意見交換を行った。

その後、宣言(案)を作成し、昨年12月24日から1月10日まで全市町村へ意見照会を実施した。

(2) 市町村からの主な意見等

- 気候変動については危機意識を持っている。
- 取組みを進める際は市町村と十分調整してほしい。
- 取り組むための財政支援も必要である。
- 脱炭素社会の実現に向けた方策について示してほしい。 など

(3) 宣言に係る市町村説明

市町村からの意見等を受けて、宣言を策定し、1月末から2月上旬にかけて、全市町村に対して説明会を実施し意見交換を行った。

4 今後の予定

「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を踏まえ、「県民のいのちを守る持続可能な神奈川」の実現に向けて、県内市町村の理解・協力のもと、「オール神奈川」で取り組んでいく。

Ⅲ 新型コロナウイルス感染症に対する教育委員会の対応について

1 経緯

1月16日に、神奈川県において新型コロナウイルスに関連した肺炎患者が発生したことが公表され、その後、横浜港で検疫中のクルーズ船内で新型コロナウイルスの陽性が確認された。

こうした中、県においては、危機管理対策会議及び危機管理対策会議幹事会等を開催し、各局で情報共有等を図っており、教育委員会においても必要な対応を行ってきた。

さらに、国が「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を作成したこと等を踏まえ、県においては、2月26日に危機管理対策本部を設置し、感染拡大防止に向けて引き続き取り組んでいる。

2 教育委員会の対応

1月16日以降随時開催されている危機管理対策会議等で示された最新情報や各局の対応状況等の会議内容を、教育委員会内において共有するとともに、来庁者や職員へポスターの掲示等による注意喚起を行っている。

また、文部科学省、厚生労働省の通知等に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応について、県立学校や県立社会教育施設等への周知、徹底を図っている。

(1) 県立学校及び市町村教育委員会等への対応（文部科学省通知等に基づく対応）

- (注) 1 ◎は県立学校及び全市町村教育委員会への対応
2 ○は県立学校及び政令市を除く市町村教育委員会への対応
3 ☆は県立学校への対応
4 □は県立高等学校、県立中等教育学校及び政令市を除く市町村教育委員会への対応
5 ◇は全市町村教育委員会への対応

日付	通知（依頼）内容
1/16(木)	◎学校における感染症の発生及びまん延防止にかかる依頼 ・手洗い、うがい、マスクを着用した咳エチケットの心がけ等予防対策 ・児童生徒等の健康観察の強化 ・咳や発熱等症状がある場合の医療機関受診指導等

日付	通知（依頼）内容
1/24(金)	<p>◎注意喚起等依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における感染症対策（手洗い、うがい、咳エチケット等） ・「神奈川県新型コロナウイルス肺炎 専用ダイヤル」開設の周知
1/27(月)	<p>☆武漢からの帰国希望者調査に係る周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・武漢に滞在の留学生向けチャーター便での帰国についての周知
1/28(火)	<p>○新型コロナウイルス感染症の「指定感染症」への指定による児童・生徒等への適切な対応の依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治癒するまで出席を停止させることができる ・学校における感染症対策（手洗い、うがい、咳エチケット等） <p>☆中国国内に渡航している生徒の情報把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湖北省に滞在の児童生徒情報について、文部科学省への提供依頼 ・中国に滞在中の留学生について、安否確認・所在把握等の依頼
1/30(木)	<p>○中国から帰国した児童生徒等への対応（留意事項）の周知</p>
1/31(金)	<p>☆来校者向けの注意喚起の掲示物の活用、消毒液の配置等対応依頼</p> <p>◇市町村教育委員会指導事務主管課長研究協議会（県教委主催）において、文部科学省通知（1/30に送付したもの）の趣旨、内容を周知し、中国から帰国した児童生徒への心のケア等の配慮について依頼</p>
2/3(月)	<p>○新型コロナウイルス感染症の最新情報の周知</p>
2/4(火)	<p>○中国から帰国した児童生徒等への対応（留意事項）の更新</p>
2/5(水)	<p>○公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症に罹患した入学志願者・保護者等からの相談等への対応依頼</p>

日付	通知（依頼）内容
2/6(木)	☆予防に係る衛生管理等について対応依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・公立高等学校入学者選抜等来校者増加に備え感染症予防対策の再確認 ・児童生徒等の健康観察の継続実施 ・来校者等対応のための玄関等への消毒液の設置 ※全県立学校で設置済み
2/7(金)	○中国から帰国した児童生徒等への対応に関する学齢簿の取扱対応依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者から就学や「体験入学」の希望を受けた際の速やかな受入れについて依頼
2/10(月)	◇「第2回市町村教育委員会教育長会議」において、2/4付け通知「『中国から帰国した児童生徒等への対応について』の更新について」に基づき、現在の状況及び市町村教育委員会等から問合せが多い内容について説明
2/12(水)	○中国から帰国した児童生徒等への対応(2/10現在)依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・2/3付け文部科学省通知の廃止 ・新留意事項等に基づく適切な対応
2/14(金)	○中国から帰国した児童生徒等への対応(2/13現在)依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・対象地区を浙江省に拡大 ・学校における感染症対策(手洗い、うがい、咳エチケット等)
2/18(火)	○学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策のポイント ・学校における感染症対策(手洗い、うがい、咳エチケット等)
2/20(木)	○公立高等学校入学者選抜において、各実施校における感染症対策及び新型コロナウイルス感染症に罹患した入学志願者・保護者等からの相談等への対応依頼

日付	通知（依頼）内容
2/26(水)	<p>○児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応（第二報）依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時休業、出席停止等の判断や配慮事項 ・教職員における感染対策等 <p>○学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について（2/25 現在）通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施をする際の措置や工夫等

(2) 関連団体等への対応（文部科学省通知等に基づく対応）

日付	通知（依頼）内容
1/31(金)	<p>< 県医師会、県歯科医師会及び県薬剤師会へ ></p> <p>中国から帰国した児童生徒等への対応に係る学校医等の協力依頼</p>
2/5(水)	<p>< 県医師会、県歯科医師会及び県薬剤師会へ ></p> <p>中国から帰国した児童生徒等への対応の更新に係る学校医等の協力依頼</p>
2/6(木)	<p>< 県薬剤師会へ ></p> <p>予防に係る衛生管理等の県立学校宛て依頼（同日付）の周知、消毒液設置等にかかる相談への協力依頼</p>
2/12(水)	<p>< 県医師会、県歯科医師会及び県薬剤師会へ ></p> <p>中国から帰国した児童生徒等への対応（2/10 現在）に係る学校医等の協力依頼</p>
2/14(金)	<p>< 県医師会、県歯科医師会及び県薬剤師会へ ></p> <p>中国から帰国した児童生徒等への対応（2/13 現在）に係る学校医等の協力依頼</p>
2/18(火)	<p>< 県医師会、県歯科医師会及び県薬剤師会へ ></p> <p>学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策に係る学校医等の協力依頼</p>

日付	通知（依頼）内容
2/26(水)	<p>< 県医師会、県歯科医師会及び県薬剤師会へ > 児童・生徒等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等の学校における当面の対応に係る学校医等の協力依頼</p> <p>「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」及び「学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について（令和2年2月25日時点）」に係る学校医等の協力依頼</p>
	<p>< 県高等学校体育連盟、県高等学校野球連盟、県高等学校ゴルフ連盟、特別支援学校体育連盟へ > 「新型コロナウイルス感染の県内におけるまん延防止に係る県教育委員会の取組方針（教育長通知）」及び「児童・生徒等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等の学校における当面の対応について（教育長通知）」を送付</p>

(3) 新型コロナウイルス感染のまん延防止に係る県教育委員会の取組方針等

日付	対応内容
2/19(水)	<p>「中国から帰国した児童・生徒等の人権への配慮について」を県立学校及び全市町村教育委員会へ通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見が生じないように人権への配慮 ・ 中国から帰国した児童・生徒等に対する心のケアの適切な実施

日付	対応内容
	<p>「新型コロナウイルス感染の県内におけるまん延防止に係る県教育委員会の取組方針」を教育委員会各所属、全市町村教育委員会等へ通知</p> <p>1 基本的な考え方 (1) 学校が行う児童・生徒等が参加する行事等 ア 不要不急の行事等は原則、延期 イ 延期が不可能な場合、中止または代替手段へ切り替え ウ 不要不急の行事等ではなく、指導上の観点から延期や中止、代替手段への切り替えが不可能な場合、規模縮小等を検討 (2) 社会教育施設が行う行事等 ア 「新型コロナウイルス県内感染のまん延防止の取組方針（令和2年2月18日付けくらし安全防災局長、総務局長、健康医療局長通知）」どおり イ 児童・生徒等が対象の場合は、(1)のア、イによる</p>
2/26(水)	<p>「児童・生徒等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等の学校における当面の対応について」を県立学校、全市町村教育委員会へ通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒等が罹患した場合は、学校休業 ・症状があり罹患の疑いがある場合は、自宅休養（濃厚接触者に特定された場合2週間出席停止） ・症状がないが罹患の疑いがある場合は、外出を控え相談窓口への相談を要請、等
	<p>「特別支援学校における新型コロナウイルス感染のまん延防止に係る関係職員への対応について」県立特別支援学校長へ依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールバス運行や給食提供を委託している業者の職員等、特別支援学校に勤める方々に対しても、所属職員と同様の対応を要請することとした。
2/27(木)	<p>「新型コロナウイルスの県内感染のまん延防止に向けた対応等について」を教育委員会各所属、県立学校へ通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育局及び教育機関の職員に対し、朝の通勤ピーク時間の通勤を回避することを目的に、テレワーク、拡大時差出勤、年次休暇を積極的に活用することとする。

日付	対応内容
2/28(金)	<p>「新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における一斉臨時休業について」を県立学校へ通知するとともに、全市町村教育委員会へ同様の対応を要請（別添）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全県立学校は、3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業 2 市町村教育委員会に対して、県教育委員会と同様の対応を執るよう要請 3 卒業式、入学式、公立高等学校入学者選抜及び入学予定者説明会については、令和2年2月26日付け教育長通知に基づき、規模縮小等を行い感染防止策を講じ実施 <ul style="list-style-type: none"> ・休業の期間については、今後の状況の変化により変更することがある。 ・また、3月2日については、幼児、児童、生徒への指導、保護者への連絡等の必要がある場合は、短時間の児童、生徒の登校は差し支えないものとする。 ・併せて、全県立学校に休業期間中の保護者からの相談に対応するための窓口を設置するとともに、特別支援学校については、幼児、児童、生徒の個々の事情に応じて、学校の教育活動とは別に「児童、生徒の居場所」を学校に設けることを検討し、実施する。 ・この「児童・生徒の居場所」については、市町村立学校についても検討し、実施するよう特段の配慮を依頼している。

(4) 県立社会教育施設、県立指定管理施設等（県立社会教育施設、県立ふれあいの村等、総合教育センター）への対応

日付	通知（依頼）内容
1/24(金)	<p>注意喚起等依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員等の感染症対策（手洗い、うがい、咳エチケット等）の推奨 ・職員等に咳や発熱等の症状がある場合の医療機関の受診推奨 ・接客等で通常マスクの着用を禁止している場合には、マスクの着用を認めるなどの対応 ・「神奈川県新型コロナウイルス肺炎 専用ダイヤル」開設の周知
1/28(火)	<p>指定感染症等への指定により可能となる措置（入院措置、公費による医療の提供、接触者調査等）の周知依頼</p>
1/29(水)	<p>来所者向けの注意喚起ポスターの活用依頼</p>

3 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた対応

日付	対応内容
2/12(水)	公立高等学校入学者選抜における対応について発表 ・ 2月実施の検査受検ができない場合、3月に追加の検査を実施
2/17(月)	神奈川県友好交流地域高校生派遣事業（台湾新北市派遣）について延期を決定
2/21(金) ～24(月)	・ 神奈川県友好交流地域高校生派遣事業（米国メリーランド州派遣）について延期を決定 ・ 各県立高等学校・各県立中等教育学校において今年度実施予定であった海外姉妹校等交流訪問について、すべて延期するよう通知 ・ 一部のイベントを中止
2/25(火)	2/25 から 3/15 までの実施予定の全てのイベントの延期もしくは中止
2/28(金)	3/2 から春季休業の開始日まで、全県立学校は臨時休業
3/2(月)	3/4 から 3/15 まで、県立社会教育施設は臨時休館（図書館について、図書の返却及び予約図書の貸出し並びに電話等による調査相談については対応）

※ 卒業式、入学式及び入学予定者説明会については、規模縮小等を行い感染防止策を講じて実施

4 今後の対応

引き続き、県教育委員会取組方針に基づいた対応を図るとともに、市町村教育委員会への情報提供や、県立学校や県立社会教育施設、指定管理施設等との情報共有に努め、適切に対応していく。

(別添)

高第 5405 号
令和 2 年 2 月 28 日

各県立学校長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における一斉臨時休業
について (通知)

このことについて、別紙のとおり令和 2 年 2 月 28 日付け元文科初第 1585 号文部科学事務次官通知がありました。

そこで、県立学校について、学校設置者として、感染防止を図り、子どもたちの安全安心を確保するため、次のとおり方針を定めましたので通知します。

- 1 全県立学校を本年 3 月 2 日 (月) から春季休業の開始日までの間、臨時休業とする。
 - ・ 休業の期間については、今後の状況の変化により変更することがある。
 - ・ また、3 月 2 日については、幼児、児童、生徒への指導、保護者への連絡等の必要がある場合は、短時間の児童、生徒の登校は差し支えないものとする。
 - ・ 併せて、全県立学校は休業期間中の保護者からの相談に対応するための窓口を設置する。
 - ・ 特別支援学校については、幼児、児童、生徒の個々の事情に応じて、学校の教育活動とは別に「児童、生徒の居場所」を学校に設けることを検討し、実施する。
- 2 卒業式、入学式、公立学校入学者選抜及び入学予定者説明会については、令和 2 年 2 月 26 日付け総第 3428 号教育長通知どおり、規模縮小等を行い感染防止策を講じて実施する。
- 3 その他、詳細については、別途連絡する。

問合せ先

(高等学校及び中等教育学校について)

高校教育課教育課程指導グループ 松澤、小野
電話 045-210-8260

(特別支援学校について)

特別支援教育課教育指導グループ 立花、荒井
電話 045-210-8276

令和2年2月28日

各市町村教育委員会教育長 殿

神奈川県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び
特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）

このことについて、別添写しのとおり、令和2年2月28日付けで文部科学事務次官通知がありました。

これを受け、県教育委員会では、別添写しのとおり方針を定め、各県立学校長あてに通知しました。

については、貴教育委員会におかれましては、両通知の趣旨及び内容を踏まえ、何よりも児童・生徒の安全・安心を確保する観点から、文部科学事務次官通知に該当する学校について、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条（同法第32条において専修学校に準用する場合を含む。）に基づく臨時休業を行うようお願いします。

なお、保護者が仕事で休めない場合に自宅等で一人で過ごすことができないなど、個々の事情に応じて「児童・生徒の居場所」としての学校の活用について、特段の御配慮をお願いします。

また、新型コロナウイルス感染については、日々状況が変化していることから、県教育委員会の対応について、今後も随時連絡します。

問合せ先

子ども教育支援課教育指導グループ 本間

T E L 045-210-8217

子ども教育支援課小中学校生徒指導グループ 長田

T E L 045-210-8292

令和2年2月28日

各政令指定都市教育委員会教育長 殿

神奈川県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び
特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）

このことについて、別添写しのとおり、令和2年2月28日付けで文部科学事務次官通知がありました。

これを受け、県教育委員会では、別添写しのとおり方針を定め、各県立学校長あてに通知しました。

については、貴教育委員会におかれましては、両通知の趣旨及び内容を踏まえ、何よりも児童・生徒の安全・安心を確保する観点から、必要な措置を検討し、適切に御対応くださるようお願いいたします。

なお、保護者が仕事で休めない場合に自宅等で一人で過ごすことができないなど、個々の事情に応じて「児童・生徒の居場所」としての学校の活用について、特段の御配慮をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染については、日々状況が変化していることから、県教育委員会の対応について、今後も随時連絡します。

問合せ先

子ども教育支援課教育指導グループ 本間

T E L 045-210-8217

子ども教育支援課小中学校生徒指導グループ 長田

T E L 045-210-8292



元文科初第1585号
令和2年2月28日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の長
厚生労働事務次官

文部科学事務次官

藤原 誠



(印影印刷)

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校
等における一斉臨時休業について（通知）

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年2月25日に決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に取り組んでいるところです。文部科学省としても、同日、「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日事務連絡）において、学校の臨時休業の措置に関する方針等についてお知らせしたところです。

このたび、2月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、何よりも子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されました。このことを受け、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び

中等教育学校の前期課程を含む。)、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)、特別支援学校及び高等課程を置く専修学校の設置者におかれては、本年3月2日(月)から春季休業の開始日までの間、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条(同法第32条において専修学校に準用する場合を含む。)に基づく臨時休業を行うようお願いいたします。

なお、臨時休業の期間や形態については、地域や学校の実情を踏まえ、各学校の設置者において判断いただくことを妨げるものではありません。その際、卒業式などを実施する場合には、感染防止のための措置を講じたり、必要最小限の人数に限って開催したりする等の対応をとっていただくようお願いいたします。

臨時休業を行う場合における配慮として、下記の点に留意してください。

(保健管理に関すること)

- 1 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を児童生徒に理解させ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導すること。
- 2 自宅においても、咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うよう指導すること。

(教育課程に関すること)

- 3 児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること。
- 4 児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たって、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないよう配慮すること。なお、このたびの臨時休業により学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合は、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。

(公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に関すること)

- 5 「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」(令和2年2月25日事務連絡)で示したとおり、文部科学省としては、公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に必要な支援を各自治体の要望を踏まえ行うこととしており、必要に応じて相談いただきたいこと。

(公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること)

6 公立学校の教職員については、基本的には勤務することとなるが、教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにすることなど、各地方公共団体の条例等により教職員の服務について適切な取扱いを行うこと。なお、教職員が勤務するに当たっては、在宅勤務や時差出勤を推進すること。また、教職員が学校へ出勤しない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨を踏まえること。

(障害のある幼児児童生徒に関すること)

7 特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒(以下「幼児児童生徒」という。)には、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない幼児児童生徒がいることも考えられることから、各教育委員会等においては福祉部局や福祉事業所と連携したうえで、地域の障害福祉サービス等も活用して、幼児児童生徒の居場所の確保に取り組むこと。

やむを得ず、福祉サービスの人員確保の問題等で幼児児童生徒の居場所を確保できない場合等、臨時休業措置をとれない場合は、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行ったうえで、必要最小限の人数に絞って登校させる等の特段の配慮を行うこと。

また、特別支援学校の寄宿舎については、基本的には学校に準じて休業するものと考えられるが、保護者が迎えに来られない場合等、個別の状況に応じて柔軟に対応すること。

(高等学校等の入学者選抜に関すること)

8 今後予定されている高等学校等の入学者選抜については、「高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症への対応について(第2報)」(令和2年2月19日事務連絡)を踏まえ、都道府県保健衛生部局等と相談しつつ、試験会場の清掃やアルコール消毒、こまめな換気の実施、試験会場へのアルコール消毒液の設置、咳エチケットや手洗いの徹底など、感染防止の措置を講じた上で実施していただきたいこと。また、新型コロナウイルス感染症に感染し又は感染が疑われる者への受検機会を十分に確保する観点から、追試験の実施等の対応を検討していただくとともに、入学志願者や保護者に対する情報提供や相談対応に努めていただきたいこと。

なお、同本部において、臨時休業期間中の児童生徒等の監督者の確保等の保護者の負担等が生じないように、政府として責任を持って対応する旨の方針が示されたことを申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○保健管理に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）

○教育課程に関すること

初等中等教育局 教育課程課（内2367）

○公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に関すること

初等中等教育局 財務課（内2038）

○公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること

初等中等教育局 財務課（内2588）

○障害のある幼児児童生徒に関すること

初等中等教育局 特別支援教育課（内3195）

○高等学校等の入学者選抜に関すること

初等中等教育局 児童生徒課（内3291）

○私立学校に関すること

高等教育局 私学部 私学行政課（内2532）

○国立大学附属学校に関すること

総合教育政策局 教育人材政策課（内3498）

○公立大学附属学校に関すること

高等教育局 大学振興課（内3370）

○専修学校に関すること

総合教育政策局 生涯学習推進課（内2939）

新型コロナウイルス感染の県内におけるまん延防止に係る県教育委員会の取組方針

(令和2年2月28日時点)

令和2年2月18日付けでくらし安全防災局長、総務局長、健康医療局長から「新型コロナウイルス県内感染のまん延防止の取組方針」(以下「県の取組方針」という。)について通知があったことを踏まえ、県教育委員会としては、幼児・児童・生徒(以下「児童・生徒等」という。)の安全、安心を確保するという観点から判断し、当面の間、まん延防止に向けて次の方針で取り組むこととする。

1 県教育委員会としての基本的な考え方

(1) 学校が行う児童・生徒等が参加する行事等

- ア 不要不急の行事等については原則、延期する。
- イ 延期が不可能な場合は中止または代替手段へ切り替える。
- ウ 不要不急の行事等ではなく、指導上の観点から延期や中止、代替手段への切り替えが不可能な場合については、規模の縮小等を検討する。

(2) 社会教育施設が行う行事等

- ア 「県の取組方針」どおりに対応する。
- イ ただし、行事等の対象が児童・生徒等の場合は、上記(1)のア、イによる。

※教育委員会主催事業は上記に準ずる。

<検討の手順>

現在予定されている行事等については、以下の手順で検討する。

- ① 延期、中止、代替手段への切り替えが可能か。
 - ② 延期、中止、代替手段への切り替えができない場合、規模の縮小、時間の短縮が可能か。
 - ③ 実施する場合は、職員は原則マスク着用の上で対応することとし、参加者には「手洗い、うがい、マスク」などの感染防止の取組を徹底させた上で実施する。
- ※ 児童・生徒等を対象とする行事等は、児童・生徒等へ感染が及ばないようにすることを最優先に検討する。

※ 関係団体等と共催の場合は、共催団体と丁寧に調整の上、上記の考え方に準じて対応する。実施する場合は、上記③の感染防止を徹底する。

※ いずれの場合も、対応の判断が難しい場合は、教育局の所管課に相談する。

○ 「県の取組方針」(抜粋)

多数の参加が見込まれ、人が密集した状態で長時間を過ごす場合には、感染の拡大につながる可能性がある。

不要不急のイベント等については、規模の縮小、時間の短縮、延期、中止、代替手段への切り替えを検討する。

試験や講習会など、当初日程での実施が避けられないものは、県職員はマスク着用の上で対応することとし、参加者には「手洗い、うがい、マスク」など感染防止を徹底させた上で実施する。

【教育委員会・学校主催の行事等の実施に当たっての考え方】

行事の分類	行事等の例	実施に当たっての考え方
自校の児童・生徒等を対象として校内で開催	(通常の教育活動) ・学習成果発表会、合唱コンクール、球技大会、講演会 ・終業式、始業式、学年集会	「校長判断」による 必要性を十分に検討の上判断し、実施する場合には、より広い会場への変更、時間短縮、放送への切替などの工夫をした上で、感染防止の措置を講じる
自校の児童・生徒等を対象として校外で開催	・研修旅行、修学旅行、遠足、合宿(国内) (遠方の場合、新幹線や航空機を利用するため、不特定多数の方と接触する可能性あり)	原則「延期」とする 必要性を十分に検討の上判断し実施する場合には、期間の短縮、期日や移動手段、行先の変更などの工夫をした上で、感染防止の措置を講じる
	・姉妹校交流(海外) (渡航先により感染状況は異なる。空港、航空機を利用するため、不特定多数の方と長時間接触する可能性あり)	「延期」とする
自校の児童・生徒等、保護者を対象として校内外で開催	・合唱コンクール ・部活動の発表会	原則「延期」とする 実施する場合には、より広い会場への変更、時間短縮、参加生徒の人数を制限するなどの工夫をした上で、感染防止の措置を講じる
自校及び他校の児童・生徒等を対象として校内外で開催	・学習成果発表会 ・部活動の練習試合	原則「延期」とする 実施する場合には、より広い会場への変更、時間短縮、参加生徒の人数を制限するなどの工夫をした上で、感染防止の措置を講じる
自校の児童・生徒等、入学予定者、保護者を対象として校内外で開催	・卒業式 ・入学式	現時点では規模を縮小しての「実施」とする 出席者は児童・生徒等に限ることとするほか、時間短縮、在校生の参加人数の制限などの工夫をした上で、感染防止の措置を講じる ※特別支援学校については、卒業生の保護者の出席は可とする
	・合格発表	時間短縮しての「実施」とする 全日制においては、合否結果通知書等の交付窓口の数を増やし時間短縮を図るため全職員体制で対応することとした上で、感染防止の措置を講じる 在校生の授業は午後実施とする
	・入学手続き	時間短縮しての「実施」とする 手続きに要する時間の短縮を図るため、入学手続き日は複数日設定することとした上で、感染防止の措置を講じる

	・入学予定者説明会	現時点では規模を縮小しての「実施」若しくは「延期」とする 時間短縮などの工夫をする 感染防止の措置を講じる
複数の学校の生徒を対象として校外で開催（教育委員会主催）	・探究的学習発表会 各地区で開催、各学校数名参加 ・かながわ探究フォーラム 県立、市立、私立の高校、東京都内の高校（主にSSH校）の代表生徒が発表	「延期」とする

【関係団体主催の行事等の実施に当たっての考え方】

行事の分類	行事等の例	実施に当たっての考え方
複数の学校の生徒を対象として校外で開催（高体連・高文連主催）	・各種大会、強化練習会	教育委員会の考え方に基づき高体連・高文連と教育委員会が協議する
P T Aが開催	・ P T A総会	P T Aと学校が協議する

※ 学校が実施する行事等について、検討の結果、実施が避けられないと判断したものについては、参加者へのマスク着用の奨励、こまめな換気の実施、会場入口へのアルコール消毒液の設置など、学校として実施できる感染防止措置を徹底した上で実施する。

【授業の実施に当たっての考え方】

- ① 授業の実施に当たっては、まん延防止の観点から、始業時間を繰り下げることによる時差通学を検討し、可能な限り実施する。なお、特別支援学校においては、スクールバスによる通学の状況を踏まえて検討する。
- ② 特別支援学校においては、スクールバスによる通学時や給食、寄宿舎の生活など、様々な学校の教育活動において、学級以外の児童・生徒等が接触する機会があり、日常の学校生活の他の機会と同様に、まん延防止に向けた対応が必要である。

2 職員の勤務等

(1) 出勤

業務に支障がない範囲で、以下の制度の利用を柔軟に検討する。

・拡大時差出勤

ただし、県立学校職員のうち、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項ただし書きに規定する職員及び勤務時間が当該校の通常の勤務時間と同一ではない職員は、対象から除く。

※ 児童・生徒等の時差通学を実施する場合、職員の基本的な勤務時間をその時間に対応させることとする。

- ・テレワーク（在宅勤務・サテライトオフィス）

ただし、県立学校職員のうち、教育職員、学校司書、栄養職員、船舶職員、技能職員、条件付採用期間中の職員及び任用期間の定めのある職員（再任用職員、任期付職員及び任期付研究員を除く。）は、対象から除く。

- ※ 厚生労働省の相談・受診の目安に基づき発熱等の風邪症状が見られるなど出勤を控えるべき職員や、濃厚接触者又はそれが疑われる職員等で業務の遂行に支障がないと認められる場合であって、所属長が指定する職員については、在宅勤務実施要領（第3次トライアル）第4条に定める登録手続及び第8条第2項に定める実施回数に関わらず、テレワーク（在宅勤務）を利用することができることとする。

（2）適切な相談・受診の目安

所属の職員が罹患した場合は、児童・生徒等や県民に感染させるおそれがあることから、別紙（参考）に添付の「新型コロナウイルスを防ぐには」のとおり、感染症の予防に努め、発熱等の風邪の症状がみられるときは、出勤を控え、症状に応じて「帰国者・接触者相談センター」等の窓口へ相談するよう、職員への指導を徹底する。

- ※ 県立学校の職員が罹患した場合は、児童・生徒等が罹患した場合と同様の対応（令和2年2月26日付け保体第3225号通知参照）を行う。

* 文部科学省や厚生労働省通知の趣旨を踏まえ、次のとおり留意する。

- ・手洗い、うがい、マスクを着用、咳やくしゃみをする際にティッシュ、ハンカチで口や鼻をおさえる等の咳エチケットを徹底する。
- ・発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して症状を記録し、休暇を取得するなど外出を控える。
- ・インフルエンザ等の他の感染症の心配が強いときには、通常と同様に、かかりつけ医等に相談する。
- ・次のような症状があるなど、職員に罹患の疑いがある場合は、神奈川県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル又は市町村が設置している相談窓口に速やかに相談するよう、職員に指導すること。

チェック	項目
	強いだるさ（倦怠感）がある
	強い息苦しさ（呼吸困難）がある
	咳やくしゃみなどの風邪の症状が4日以上続く場合 * 糖尿病等の基礎疾患がある方、妊婦は2日程度続く場合
	37.5度以上の発熱が4日以上続く場合 * 糖尿病等の基礎疾患がある方、妊婦は2日程度続く場合 (解熱剤を飲み続けなければならない場合も含む)

- ・ 医療機関を受診する際は、相談センターに相談した上で、勧められた医療機関を受診する。感染を広げないためにも複数の医療機関の受診は控える。

<令和2年2月28日付け追加>

令和2年2月28日付け「新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における一斉臨時休業について（通知）」及び「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」を追加する。

この通知により、令和2年2月26日付けの県教育委員会の取組方針のうちそぐわないものは適用しない。

IV 「神奈川県教育委員会障がい者活躍推進計画（案）」について

1 策定趣旨

- ・ 平成 30 年 8 月、公務部門における対象障がい者の報告誤りの実態が全国的に判明。本県においても再点検を行った結果、教育委員会、知事部局、警察本部において、報告誤りが判明。
- ・ 本県では、同年 11 月に学識経験者等で構成する「障がい者雇用促進検討委員会」を設置し、全庁的に再発防止策等を検討。平成 31 年 4 月に同委員会から各種提言を盛り込んだ報告書が提出された。
- ・ 令和元年 6 月の障害者雇用促進法の改正により、国及び地方公共団体において障がい者の活躍のための取組を盛り込んだ「障害者活躍推進計画」を作成することとされた。
- ・ 障がい当事者の視点に立ち、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念や教育委員会決議、さらには議会における議論を踏まえて「神奈川県教育委員会障がい者活躍推進計画」（以下「活躍推進計画」という。）を策定する。

2 これまでの経過

令和元年 12 月 「活躍推進計画（素案）」を第 3 回県議会定例会に報告
県民意見募集を実施

令和 2 年 1 月 障がい者の活躍推進に関する庁内検討会議での議論
障がい者活躍推進検討委員会での議論
神奈川県教育委員会障がい者雇用推進会議での議論

3 「活躍推進計画（素案）」に対する県民意見募集の実施結果

(1) 県民意見募集期間等

ア 募集期間 令和元年 12 月 25 日（水）～令和 2 年 1 月 23 日（木）

イ 周知の方法

(ア) 県の窓口による配架（県政情報センター、各地域県政情報コーナー）

(イ) 県のホームページ等による情報提供

(ウ) 関係団体等への情報提供

（県立学校、各市町村教育委員会、障がい者関係団体 等）

ウ 意見の提出方法 フォームメール、郵送、ファクシミリ

(2) 実施結果

ア 意見の提出件数 23件（メール19件、郵送4件）

イ 意見の内訳

意見の区分	件数
① 教育委員会における障がい者雇用等の状況に関する事	2件
② 障がい者の活躍推進に向けた取組に関する事	20件
③ 数値目標に関する事	1件
合 計	23件

ウ 意見の反映状況

反映区分	件数
A 活躍推進計画（案）に反映した意見（一部反映を含む）	4件
B 既に取り組んでいる意見	4件
C 今後の施策推進の参考とする意見	15件
D 活躍推進計画（案）に反映できない意見	0件
合 計	23件

エ 主な意見

(ア) 「活躍推進計画（案）」に反映した意見

- ・ 採用選考時の対応について、手話通訳による対応が記載されていない。聴覚障がい者には、日常会話において手話通訳が常時必要な方がいるが、そのような方の採用は想定していないのか。

(イ) 既に取り組んでいる意見

- ・ 障がい者の働きやすい職場として、施設設備（トイレ・段差の多い廊下等）の改修（バリアフリー化）をしてほしい。その方の適性にあった仕事内容を実現するために、補助員等の人員加配をしてほしい。

(ウ) 今後の施策推進の参考とする意見

- ・ 390名障がい者雇用を実現しているとのことだが、身体障がい・知的障がい・精神障がい毎の職場の配属状況と障害者手帳取得人数を毎年、教えてほしい。

4 「活躍推進計画（素案）」からの主な追記・変更内容

(1) 厚生労働省の「障害者活躍推進計画の作成手引き」に対応

- ・ 障がいのある職員を構成員に含む検討チームを設置し、毎年度取組状況を確認・検証（p10）
- ・ 障がいのある職員だけでなく、上司、同僚、支援担当者等に対するアンケート、ヒアリング等を実施（p11）
- ・ 就労パスポートの活用等により、就労支援機関等と障がい特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を実施（p13）
- ・ 必要に応じて作業マニュアルの作成等を行うなど、働きやすい勤務環境を整備（p13）
- ・ 採用選考時の対応例として、手話通訳者による対応を追加（p14）
- ・ 合理的配慮指針を踏まえた対応として、採用時に不適切な取扱いを行わないことを具体例とともに明示（p14）

(2) 議会での議論を反映

- ・ 療養休暇などサービス関係の諸制度を有効に活用できるよう適切な助言等の実施（p13）

(3) 県民意見を反映

- ・ 障がいのある職員へのアンケート実施件数（実人員）と、障がい者雇用率計算上の障がい者数（重度換算等による人数）の違いを説明（p5）
- ・ 採用選考時の対応例として、手話通訳者による対応を追加（p14、再掲）

(4) 県共生社会アドバイザー意見を反映

- ・ 採用後に従事する職務の具体例を示すなど応募者が働くイメージを持ちやすいよう工夫（p14）

(5) 障がい者活躍推進検討委員会での議論を反映

- ・ 本県では、障害者基本法に基づき、「かながわ障がい者計画」を策定し、様々な分野の施策を総合的かつ計画的に推進してきたこと（p1）

- ・ 職場環境の整備にあたって、管理監督者等が積極的にコミュニケーションを図ること (p13)
- ・ 人事異動にあたって、合理的配慮の提供を行うこと (p16)

(6) 取組の追加など

- ・ 採用前面談において、本人が希望する場合には、就労支援機関の職員等の同席 (p12)
- ・ 神奈川県教育委員会サポートオフィス等において、特別支援学校等の生徒の実習受入れの検討 (インターンシップ) (p15)

5 今後の予定

令和2年3月 「活躍推進計画(案)」を教育委員会に付議
「活躍推進計画」の策定

V ハラスメント防止に向けた取組強化について

1 基本的な考え方

- ・ 教職員がその能力を十分に発揮し、いきいきと働くためには、教職員同士が互いにしっかりとコミュニケーションをとり、円滑な人間関係を築くことにより、良好な職場環境をつくることが大変重要である。
- ・ 職場でハラスメントが発生すると、被害者だけでなく、周りの教職員も含めて意欲の低下などを招き、さらには、教職員の健康状態の悪化や、職場全体の環境の悪化にもつながりかねず、また人材の流出等を生じるなど組織的な損失も計り知れない。
- ・ 教育委員会では、これまで、ハラスメントの防止に関する指針を作成し、研修等を通じて周知・啓発に取り組むとともに、専用の相談窓口を設置するなど、ハラスメント防止に向けて取り組んできたところであるが、令和元年5月に、労働施策総合推進法が改正され、パワーハラスメント防止措置を講じることが義務付けられた。
- ・ また、令和2年1月には、国の「指針」が策定されるなど、ハラスメント対策の強化が図られていること等を踏まえ、ハラスメントの防止・根絶に向けて、より一層取組を強化することとする。

2 これまでの教育委員会の取組状況等

(1) ハラスメント防止指針の策定（平成11年度～）

教育委員会では、平成9年の男女雇用機会均等法改正以降、国の法改正等を踏まえ、ハラスメントの防止に向けた事業主の方針として、ハラスメントの類型別に防止指針を策定

時期	教育委員会	(参考) 国の動向 (法改正等)
平成9年		男女雇用機会均等法改正 →セクハラ防止措置を義務付け (H11.4適用)
平成11年4月	セクシュアルハラスメント防止指針策定	
平成24年1月		「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキンググループ」報告 (厚生労働省)
平成24年7月	パワーハラスメント防止指針策定	

平成28年3月		男女雇用機会均等法等改正 →妊娠、出産、育児又は介護ハラスメントの防止措置を義務付け（H29.1適用）
平成29年1月	妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント防止指針策定	

(2) 教職員への周知・啓発等

ア 教職員向け研修資料の作成（平成11年度～）

ハラスメントの具体的な事例等を盛り込んだ教職員向け研修資料を随時作成し、全教職員へ周知

イ 研修の実施

(ア) 幹部教職員向け研修

【教員等について】

平成31年4月から令和元年6月に実施した新任管理職（校長・副校長・教頭）対象の研修講座において、ハラスメントの防止について、講義を実施。

【教員等以外の職員について】

総務局主催の幹部職員を対象にした「政策課題トップセミナー」において、セクハラやパワーハラ防止について、講義を実施

- ・ 平成30年11月「職場におけるセクシャルハラスメントの対応策と基礎知識」
- ・ 令和元年12月「パワー・ハラスメント防止のポイントー法的な視点からー」

(イ) 階層別研修

【教員等について】

令和元年5月に、県立学校長連絡会議及び総括教諭研究会において、ハラスメントのない職場づくりについて、講義を実施。

【教員等以外の職員について】

総務局主催の新採用職員研修や新任主幹級職員研修において、ハラスメントを含む不祥事防止に関する講義を実施

ウ 管理監督者の「気づきの機会」の提供

管理監督者が自らのマネジメントの問題点を認識し、改善する

「気づき」の機会として、毎年度、部下が上司を評価する「県立学

校マネジメント支援制度（教員等：平成19年度～）」「マネジメント・サポート・システム（教員等以外の職員：平成20年度～）」を実施

エ 点検資料による不祥事防止職員啓発（平成18年度～）

パワハラを含む不祥事を発生させないための留意事項をチェックリストにまとめた点検資料を全県立学校に配布

オ 取組強化項目に位置付け（平成24年度～）

各所属での不祥事防止の取組内容を定める「不祥事ゼロプログラム」の必須項目としてセクハラ防止を設定し所属研修を実施

(3) 相談窓口の設置（平成11年度～）

教職員がハラスメントに関して相談できる専用窓口を設置

区分	所属等
セクシュアルハラスメント	セクシュアルハラスメント相談窓口 (教育局厚生課内)
	セクシュアルハラスメント防止対策担当 教員等：教職員人事課県立学校人事調整グループ 教員等以外：総務室人事グループ
妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント	公正・透明な職場づくり相談窓口 (教育局行政課内)
	妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント防止対策担当 教員等：教職員人事課県立学校人事調整グループ 教員等以外：総務室人事グループ
パワーハラスメント	公正・透明な職場づくり相談窓口 (教育局行政課内)

※ 各窓口では、必要に応じて、より適した相談窓口を案内するなど連携して対応（電話・メール等による匿名での相談も可能）

※ 内部通報の場合は、職員を介さず、直接、外部調査員（弁護士）に連絡することも可能

(4) 働き方改革の推進（平成29年2月～）

知事をトップとする「働き方改革推進本部」が設置され、教育長等が構成員として参画し、毎年度、「取組方針」を策定。朝夕ミーティングなど働き方改革の取組を進め、上司と部下、同僚同士のコミュニケーションを一層深めることで、風通しよく、ハラスメントの起こりにくい職場づくりを推進

(5) 教職員アンケートの実施（令和元年12月）

- ・ パワーハラスメントのない職場づくりを進めるため、全ての教職員を対象とするアンケートを実施（結果概要は別紙のとおり。）

- ・ アンケートの結果を受け、令和2年2月21日に、教育長から「パワー・ハラスメントのない職場環境づくりに向けて」としてメッセージを全教職員あてに発出するとともに、各所属長あてにパワー・ハラスメント防止に向けた取組について通知

3 ハラスメント防止に向けた取組強化

次の知事部局の取組を参考に、教育委員会において、ハラスメント防止に向けた取組を検討する。

(1) 神奈川県職員等不祥事防止対策協議会における議論

令和2年1月21日に開催した神奈川県職員等不祥事防止対策協議会において、これまでの本県の取組状況等を踏まえ、ハラスメント防止に向けた取組強化について議論

(2) 協議会における議論の概要

ア 意識の醸成

ハラスメントの防止に向けて、職員一人ひとりの意識の醸成を図ることが重要

[具体的な取組例]

(ア) 防止指針の改定等

- ・ 本県の各ハラスメント防止指針及び職員向け研修資料について、国の指針の内容等も踏まえ、よりわかりやすく改定すべき。

(イ) 働き方改革の取組への位置付け

- ・ 働き方改革の「取組方針」にハラスメント防止対策を盛り込むなど、働きやすい職場づくりに向けた取組の一つとして明確に位置付けるべき。

(ウ) 研修等の充実・強化

- ・ 全所属を対象に、ハラスメントの防止に関する研修を実施すべき。

イ 組織的な把握

ハラスメントが潜在化してしまわないよう、組織的にハラスメントを把握する取組が重要

[具体的な取組例]

(ア) 職員アンケートの継続的な実施

- ・ ハラスメントの実態や意識の変化等を確認し、必要な対策を講じるため、職員アンケートを継続して実施すべき。

(イ) 管理監督者との面談の実施

- ・ 管理監督者との面談等を通じて、自身や周りの職員も含め、職場でハラスメントが起きていないか組織的に把握すべき。
- (ウ) 相談窓口の周知徹底
- ・ 相談窓口を知らない職員が多いことを踏まえ、職員に対して、より積極的に相談窓口の連絡先等を周知すべき。
 - ・ セクハラ、パワハラ等の複合的な事案が多く想定されることから、各相談窓口が連携しつつ、ワンストップで相談を受けられる体制を整備すべき。

ウ 再発防止等

ハラスメントが発生してしまった場合には、速やかに再発の防止を図ることが重要

[具体的な取組例]

(ア) 配置転換等の実施

- ・ 所属内で解決することが困難な場合には、加害者と被害者を引き離すため、速やかに配置転換等を実施すべき。

(イ) 懲戒処分の指針の改正（処分の明確化）

- ・ ハラスメントが発生した場合には、事実をしっかりと確認した上で、厳正に処分等を実施すべき。
- ・ パワハラやセクハラについて、懲戒処分の指針に明確かつ分かりやすく位置付けるべき。

4 今後の予定

令和2年4月 ハラスメント防止に向けた対策を実行

パワーハラスメントの実態調査結果

別紙

【回答期間】 令和元年12月6日(金)～12月20日(金) 計15日間
 【回答者数】 6320人 (うち紙回答は610人)
 【回答内訳】

性別

男性	3,614	58.3%
女性	2,587	41.7%
計	6,201	100.0%

勤務先

本庁機関	2,355	38.1%
出先機関	3,830	61.9%
計	6,185	100.0%

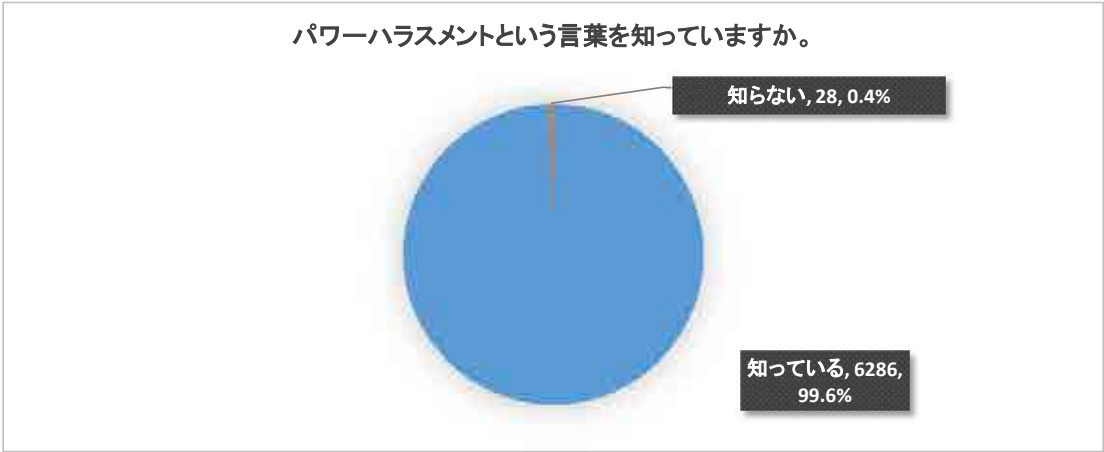
職位

管理職	423	6.8%
課長級(無管手)	254	4.1%
GL・主幹級	682	10.9%
主査・副主幹級	1,754	28.1%
主事級・主任主事級	1,748	28.0%
臨時的任用職員・非常勤職員・日々雇用職員	1,331	21.4%
その他	42	0.7%
計	6,234	100.0%

年齢層

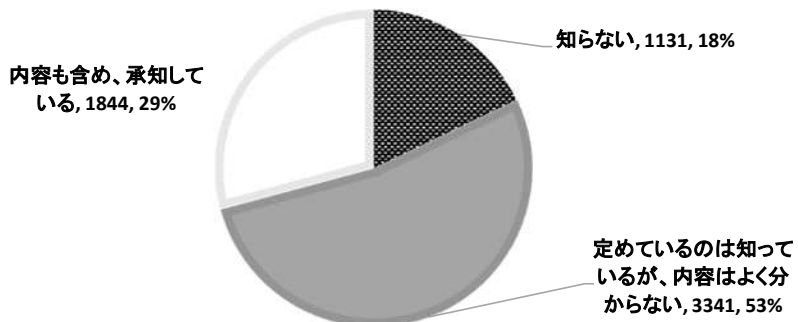
10代	8	0.1%
20代	767	12.3%
30代	1,038	16.6%
40代	1,480	23.7%
50代	2,170	34.8%
60代以上	774	12.4%
計	6,237	100.0%

パワーハラスメントという言葉の認知度について



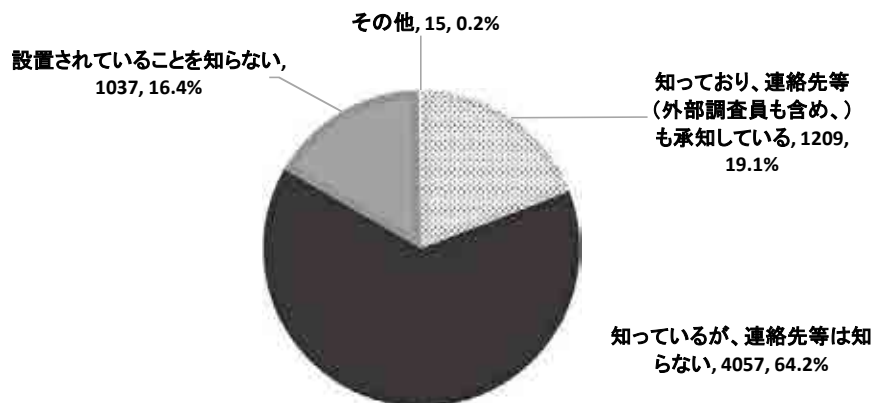
「パワーハラスメントの防止等に関する指針」の認知度について

県で、「パワーハラスメントの防止等に関する指針」を定めているのを知っていますか。



県の相談窓口の認知度について

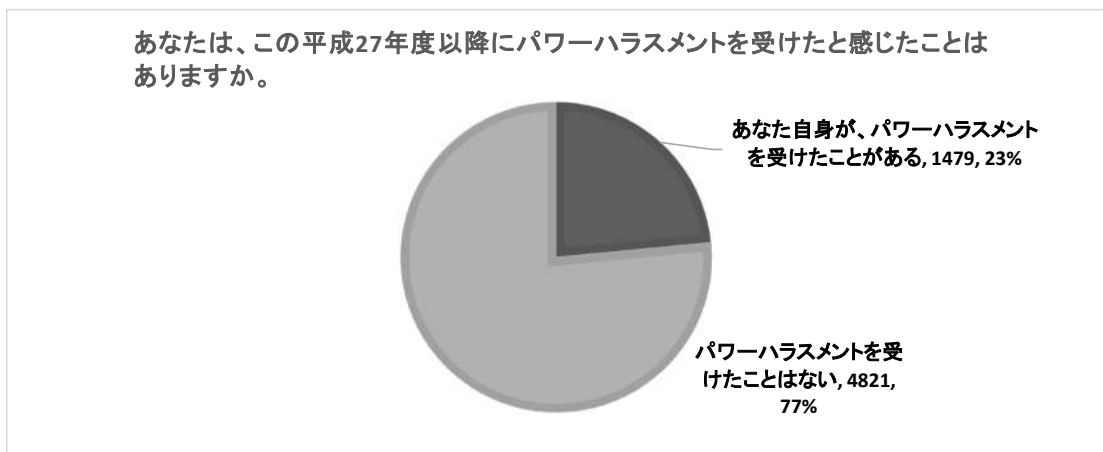
パワーハラスメントの相談窓口が設置されているのを知っていますか。



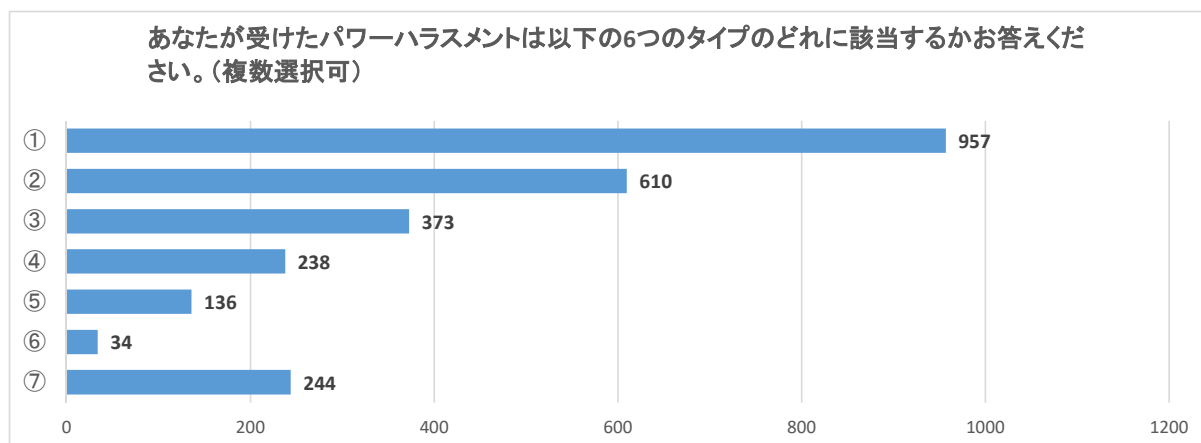
その他

- ・ 相談窓口のことは知っていたが外部調査員の存在については知らなかった

パワーハラスメントの被害について(自身)

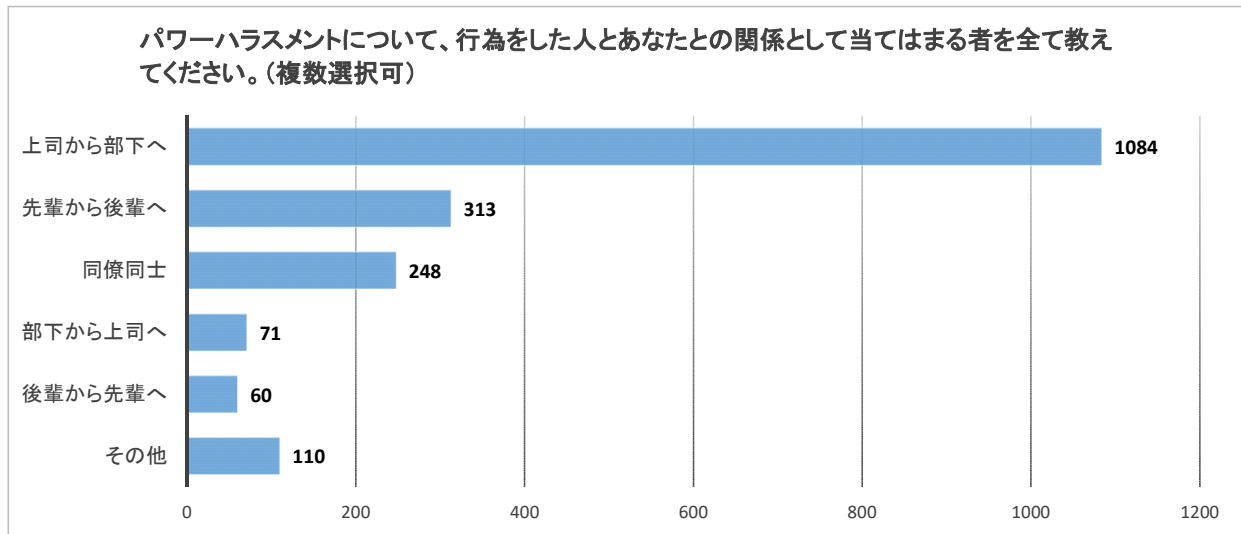


被害の内容について(自身)



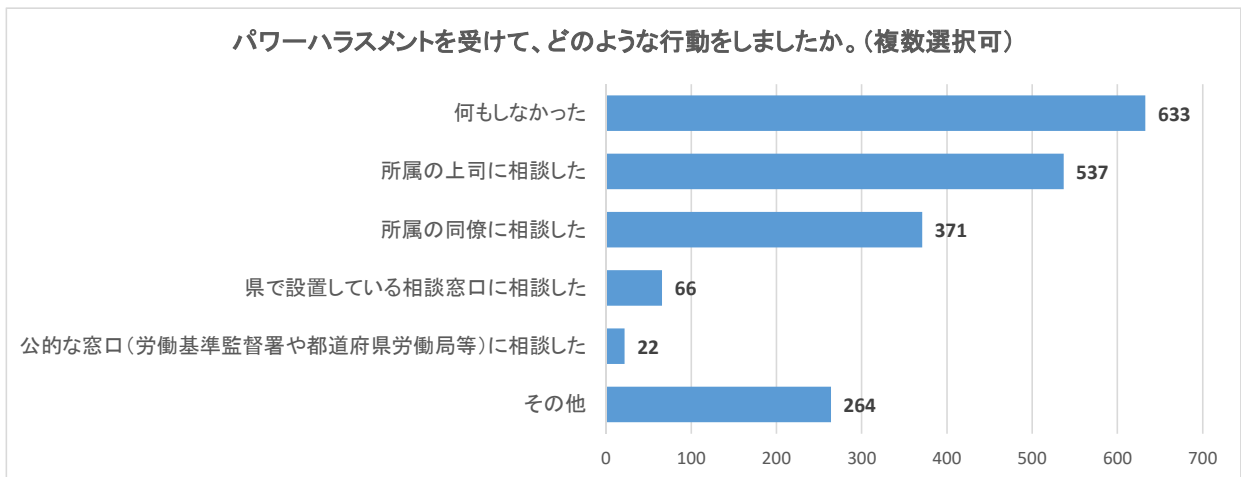
- ① 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言(精神的な攻撃)
- ② 業務上明らかに不要なこと、遂行不可能なことの強制、仕事の妨害(過大な要求)
- ③ 隔離・仲間外し・無視(人間関係からの切り離し)
- ④ 私的なことに過度に立ち入ること(個の侵害)
- ⑤ 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと(過小な要求)
- ⑥ 暴行・傷害(身体的な攻撃)
- ⑦ その他
 - ・他人の意見を受け入れない、自己のやり方の強要
 - ・人間関係等への配慮に欠けた人員配置
 - ・休暇の取得を認めない
 - ・残業の強要
 - など

加害者との関係について(自身)



- その他
- ・ 他課の職員
 - ・ 議員
 - ・ 保護者
 - ・ 委託事業者
 - など

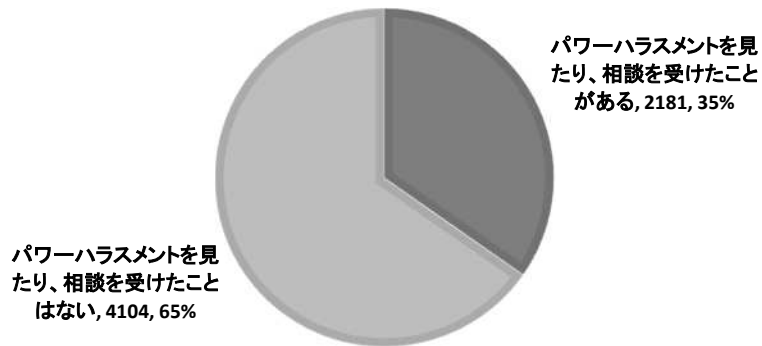
とった行動について(自身)



- その他
- ・ 医療機関に相談した
 - ・ 家族に相談した
 - ・ 加害者本人に注意した
 - ・ 証拠収集に努めた
 - など

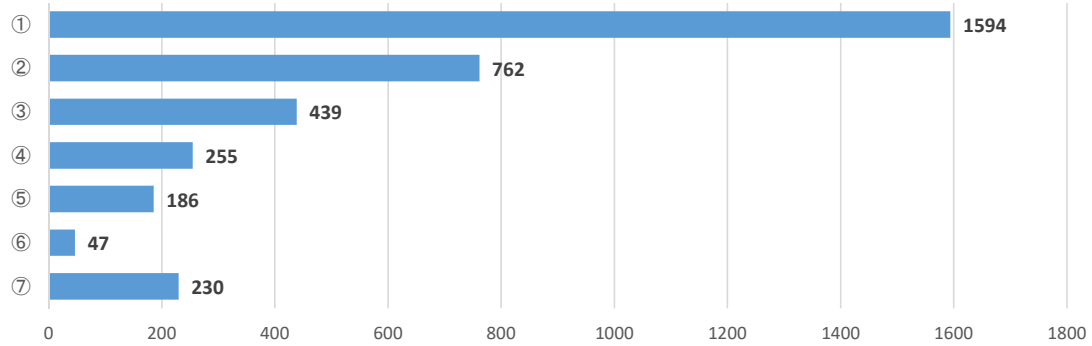
パワーハラスメントの被害について(自身以外)

あなたは、平成27年度以降にあなた以外の人がパワーハラスメントを受けているのを見たり、他の人から相談を受けたりしたことはありますか。



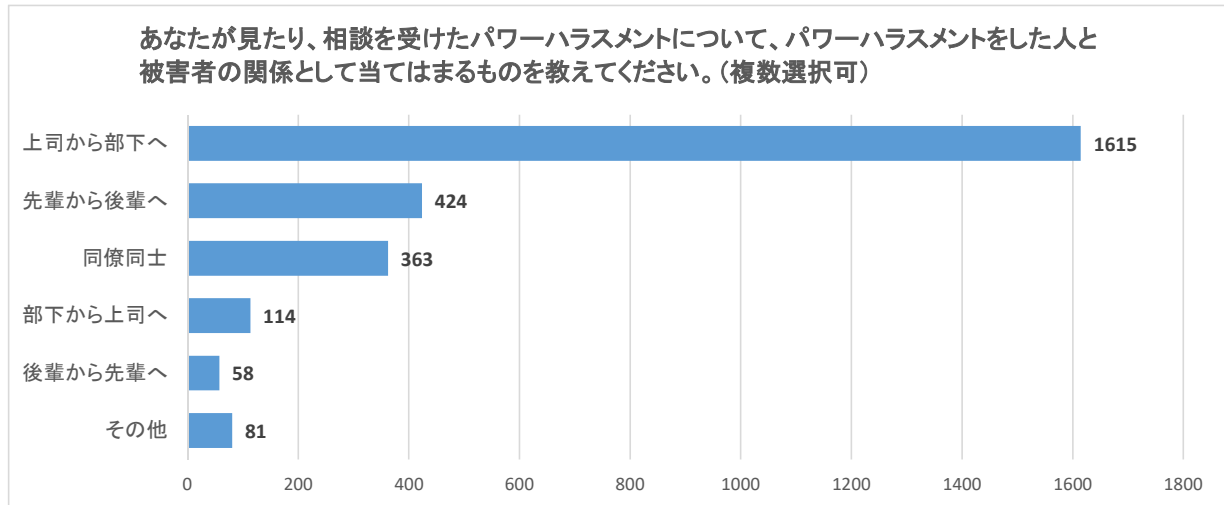
被害の内容について(自身以外)

あなたが見たり、相談を受けたパワーハラスメントは以下の6つのタイプのどれに当てはまるか教えてください。(複数選択可)



- ① 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言(精神的な攻撃)
- ② 業務上明らかに不要なこと、遂行不可能なことの強制、仕事の妨害(過大な要求)
- ③ 隔離・仲間外し・無視(人間関係からの切り離し)
- ④ 私的なことに過度に立ち入ること(個の侵害)
- ⑤ 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと(過小な要求)
- ⑥ 暴行・傷害(身体的な攻撃)
- ⑦ その他
 - ・業務分担の偏り
 - ・残業の強要
 - ・仕事のやり方の強要
 - など

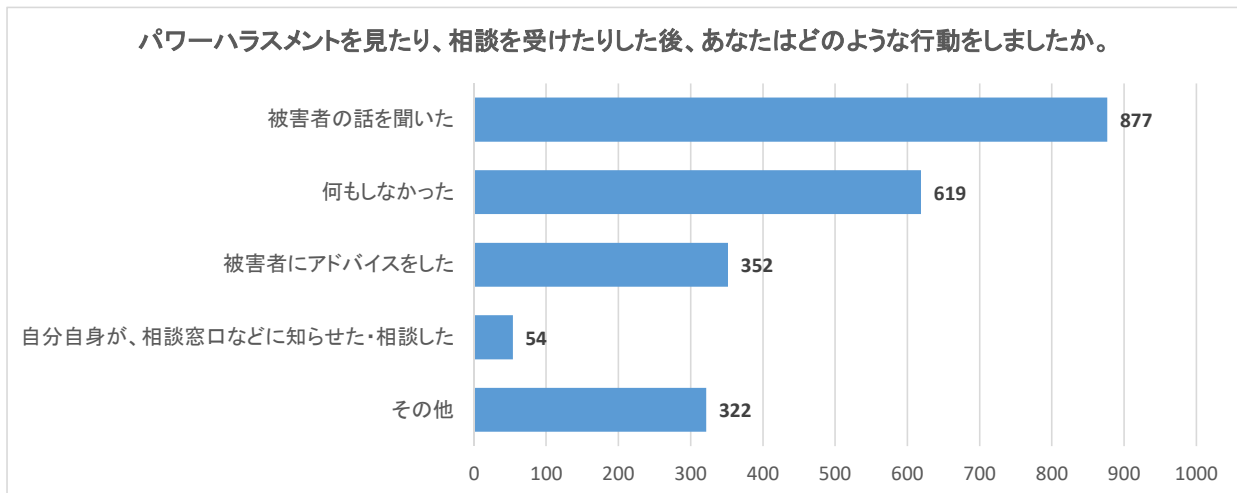
加害者との関係について(自身以外)



その他

- ・ 他課の職員(管理職・GL等)から自所属の職員に対して
- ・ 県職員から委託事業者に対して
- ・ 議員から県職員に対して
- ・ 県職員から派遣職員に対して
- など

とった行動について(自身以外)



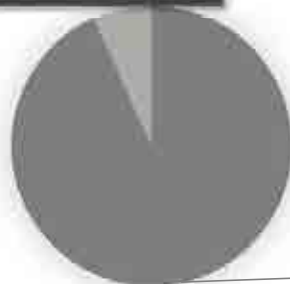
その他

- ・ 加害者への指導をした
- ・ 加害者等との話し合いの場を設けた
- ・ 被害者・加害者双方から別々に話を聞き、対策を考えた
- ・ 職場内でフォローした
- ・ 事実確認を行った
- など

加害者としての自覚について

あなたは、平成27年度以降に部下、同僚、上司などにパワーハラスメントをしたか
もしれない、と感じる言動をしたことはありますか。

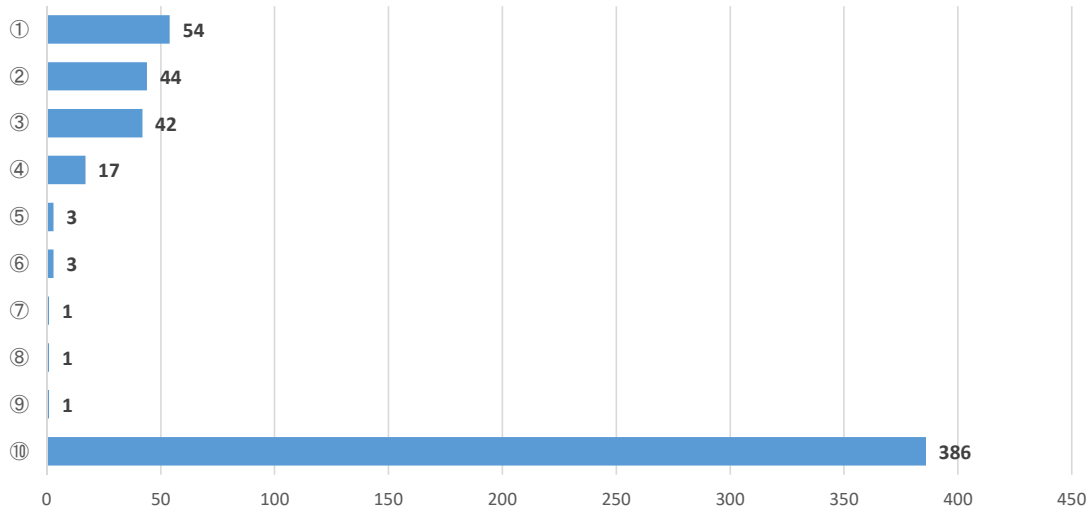
パワーハラスメントをしたと感じたことは
ある, 426, 7%



パワーハラスメントをしたことは
ない, 5821, 93%

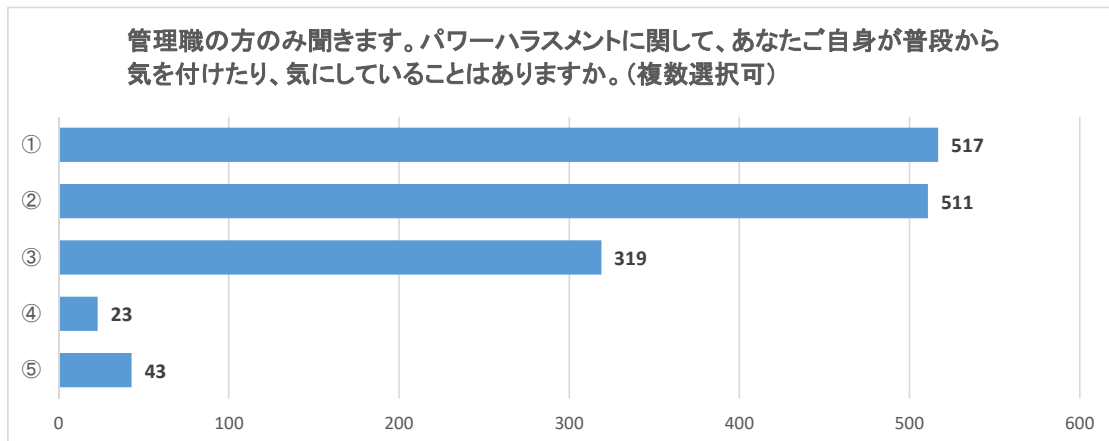
管理職の行動について

管理職の方にのみ聞きます。平成27年度以降(平成27年度以降に管理職になった方は、管理職になってから、)を振り返ったときに、部下や業務を指導している者に対して、したことがあるものをすべてお答えください。(複数選択可)



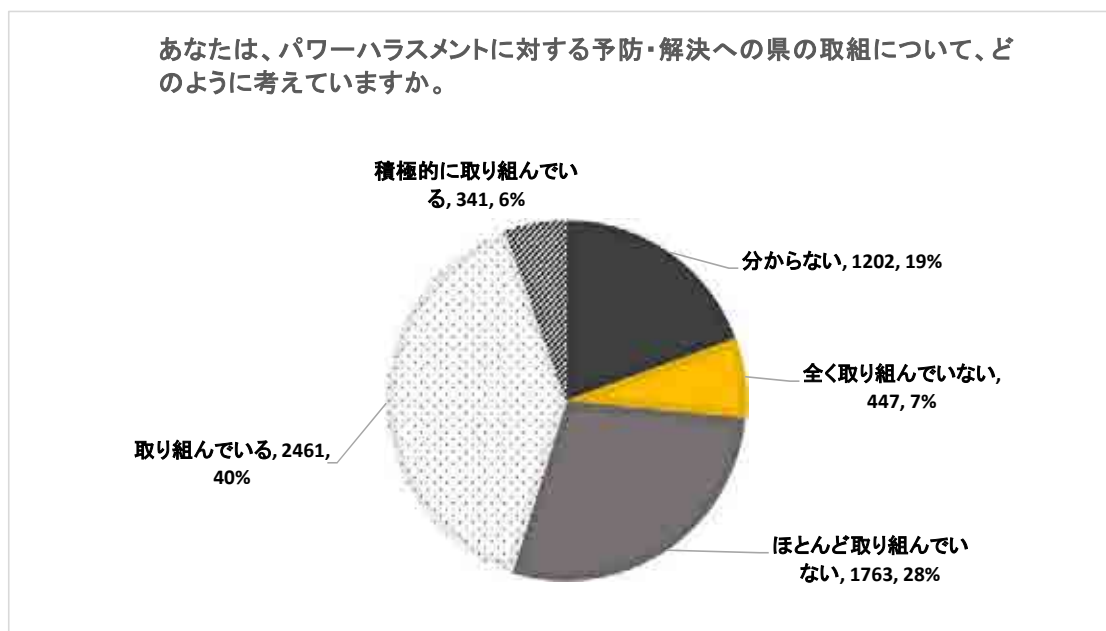
- ① 他の職員がいる前で、声を荒げて指導する
- ② 部下のミスについて、「何をやっている！」など強い調子で叱責する
- ③ 業務の相談をしているときに、パソコンに向かったままで、視線を合わせない
- ④ ささいなミスについて、しつこく指導する
- ⑤ 明らかに、期限に間に合わないと分かっている、資料の作成を命じる
- ⑥ 仕事を進める上で必要な情報を故意に与えない
- ⑦ 能力に見合わない程度の低い業務を継続的に命じる
- ⑧ 書類を投げるなどして、修正を命ずる
- ⑨ 理由なく、一人だけ、本来業務から疎外したり、打合せから外す
- ⑩ 上記に当てはまるものはない(①～⑨のような、パワーハラスメントに該当する行為をそもそも行っていない)

管理職の意識について

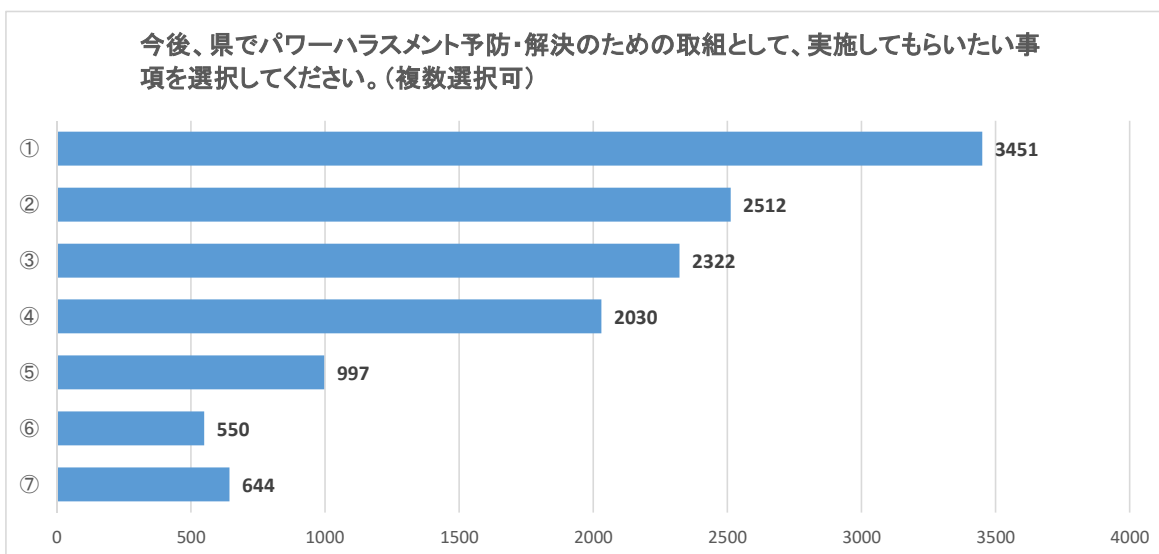


- ① 部下、同僚の気持ちを傷つけないように、言い方や態度に注意している
- ② あなた自身が、パワーハラスメントと言われるようなことをしないように、注意している
- ③ あなたの部下が、パワーハラスメントと言われるようなことをしないように、注意している
- ④ 特にない
- ⑤ その他
 - ・ 相談しやすい職場の雰囲気づくりに努めている
 - ・ 部下を尊重し、よく知ろうと努めている
 - ・ 指導方法を工夫している(人前で指導しない・事実のみをもって叱るなど)

県の実施について



県に求める取組について



- ① パワーハラスメントに対する処分の明確化
- ② 定期的な実態把握などのアンケート調査
- ③ 相談窓口の周知
- ④ 研修の実施
- ⑤ 「パワーハラスメントを起こさせない。」という知事のメッセージ、意思表示
- ⑥ パワーハラスメント防止・予防のポスター等掲示
- ⑦ その他
 - ・ 適正な人員配置(パワハラを行う職員にマネジメントをさせない・パワハラが判明したら速やかに異動させる・業務量にあった配置をする など)
 - ・ 加害者に対する処分(処分の基準を作るだけでなく、実際に処分を行う)
 - ・ 外部機関への相談や調査・監視等
 - ・ 業務削減による心理的余裕の確保
 - ・ 相談窓口の行きづらさの改善(出先機関からは遠い・匿名性が守られるか不安)
 - ・ 指導的立場にいる職員の教育(上位の職に限らず、業務内容上、指導する立場にいる職員に対し研修を行う)など

パワーハラスメントの実態調査結果(県立学校)

【回答期間】 令和元年12月6日(金)～12月20日(金) 計15日間
 【回答者数】 5497 人(うち紙回答は1174人)
 【回答内訳】

性別		
男性	3,135	57.9%
女性	2,278	42.1%
計	5,413	100.0%

勤務先		
高等学校・中等教育学校	4,124	75.5%
特別支援学校	1,337	24.5%
計	5,461	100.0%

職位

① 管理職	343	6.3%
② 総括教諭	439	8.0%
③ 教諭(※1)【正規】	2,873	52.5%
④ 教諭(※1)【臨時的任用】	601	11.0%
⑤ 実習指導員【正規】	75	1.4%
⑥ 実習指導員【臨時的任用】	61	1.1%
⑦ 上記①～⑥以外の職種(※2)【正規】	96	1.8%
⑧ 上記①～⑥以外の職種(※2)【臨時的任用】	71	1.3%
⑨ 非常勤講師・非常勤職員	915	16.6%
計	5,474	100.0%

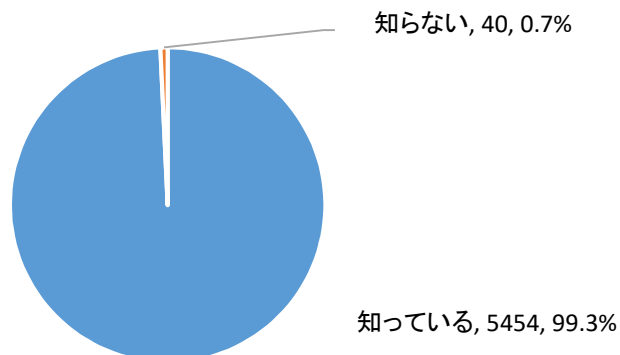
(※1)「教諭」には、実習担当教諭・養護教諭・栄養教諭を含みます。
 (※2)「栄養職員」「寄宿舍指導員」等は⑦または⑧に該当します。

年齢層

10代	5	0.1%
20代	999	18.3%
30代	1,130	20.7%
40代	703	12.9%
50代	1,577	28.9%
60代以上	1,048	19.2%
計	5,462	100.0%

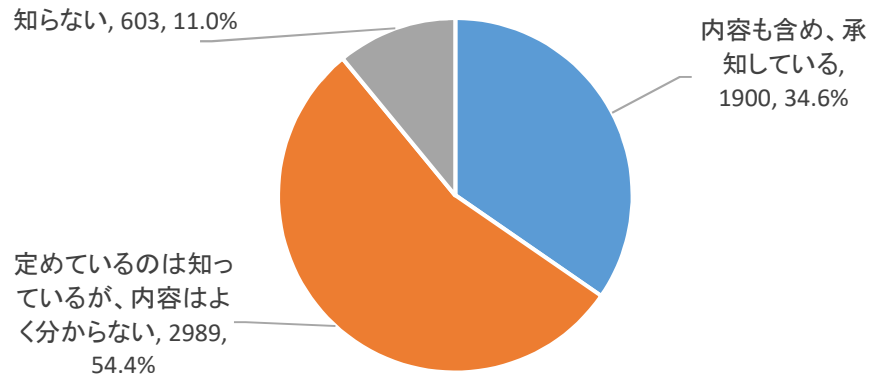
パワーハラスメントという言葉の認知度について

パワーハラスメントという言葉を知っていますか。



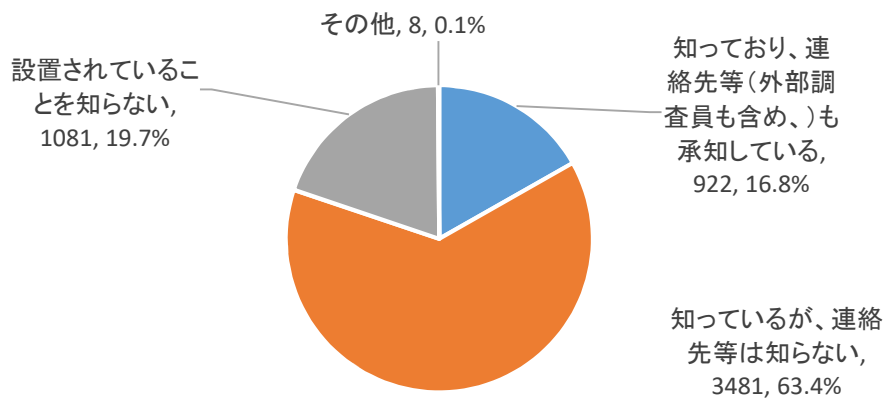
「パワーハラスメントの防止等に関する指針」の認知度について

県教委で、「パワーハラスメントの防止等に関する指針」を定めているのを知っていますか。



県の相談窓口の認知度について

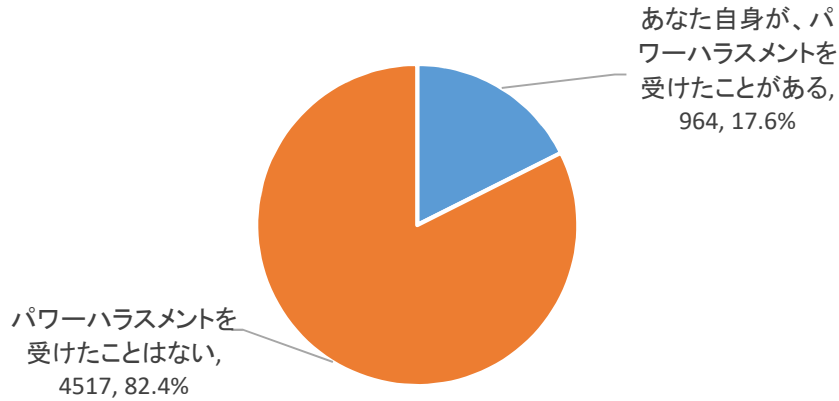
パワーハラスメントの相談窓口が設置されているのを知っていますか。



その他
・知っているが、役に立たないだろうと思っている。

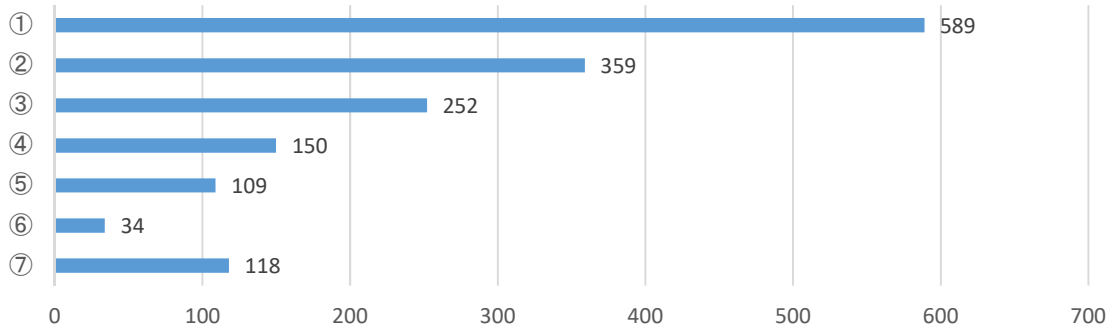
パワーハラスメントの被害について(自身)

あなたは、この平成27年度以降にパワーハラスメントを受けたと感じたことはありますか。



被害の内容について(自身)

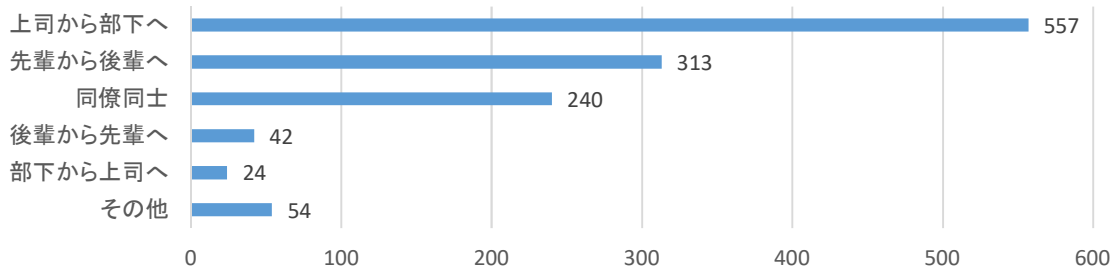
あなたが受けたパワーハラスメントは以下の6つのタイプのどれに該当するかお答えください。(複数選択可)



- ① 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言(精神的な攻撃)
- ② 業務上明らかに不要なこと、遂行不可能なことの強制、仕事の妨害(過大な要求)
- ③ 隔離・仲間外し・無視(人間関係からの切り離し)
- ④ 私的なことに過度に立ち入ること(個の侵害)
- ⑤ 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと(過小な要求)
- ⑥ 暴行・傷害(身体的な攻撃)
- ⑦ その他
 - ・威圧的な言動
 - ・年休を取得することに対する強い非難など

加害者との関係について(自身)

パワーハラスメントについて、行為をした人とあなたとの関係として当てはまる者を全て教えてください。(複数選択可)

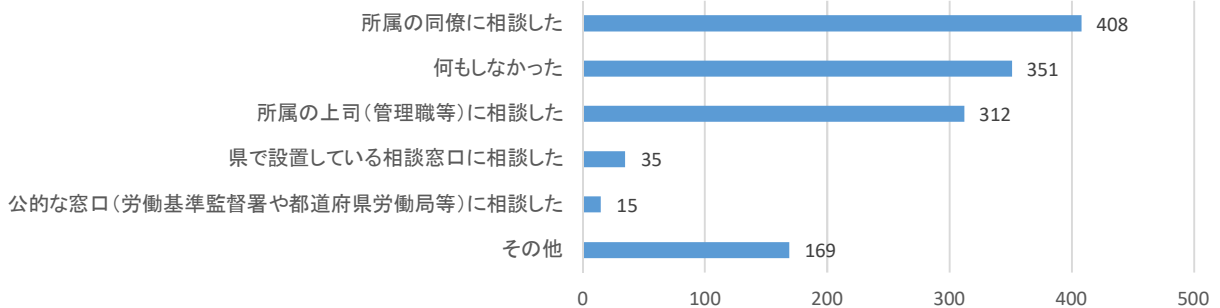


その他

- ・正規職員から、非正規職員である臨時的任用職員、非常勤講師へ
- ・職種の異なる職員から
- など

とった行動について(自身)

パワーハラスメントを受けて、どのような行動をしましたか。(複数選択可)

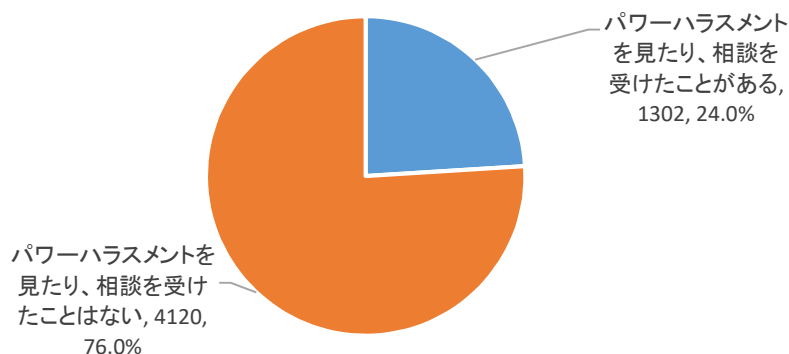


その他

- ・家族に相談した
- ・所属以外の元同僚に相談した
- ・労働組合に相談した
- ・医療機関に相談した
- ・本人に注意した
- など

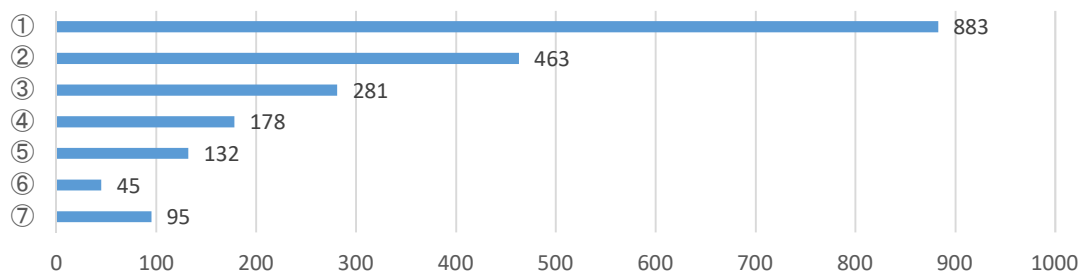
パワーハラスメントの被害について(自身以外)

あなたは、平成27年度以降にあなた以外の人がパワーハラスメントを受けているのを見たり、他の人から相談を受けたりしたことはありますか。



被害の内容について(自身以外)

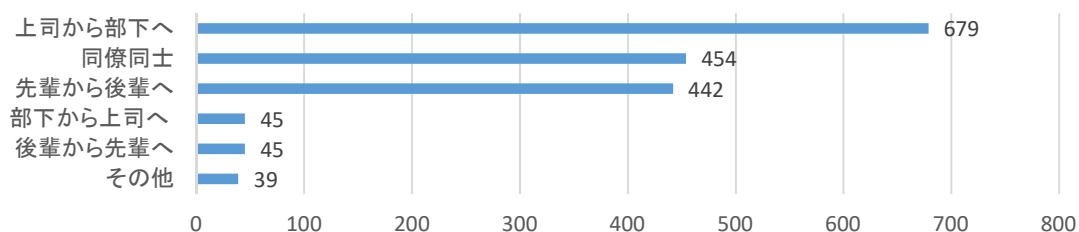
あなたが見たり、相談を受けたパワーハラスメントは以下の6つのタイプのどれに当てはまるか教えてください。(複数選択可)



- ① 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言(精神的な攻撃)
- ② 業務上明らかに不要なこと、遂行不可能なことの強制、仕事の妨害(過大な要求)
- ③ 隔離・仲間外し・無視(人間関係からの切り離し)
- ④ 私的なことに過度に立ち入ること(個の侵害)
- ⑤ 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと(過小な要求)
- ⑥ 暴行・傷害(身体的な攻撃)
- ⑦ その他
・威圧的な言動
など

加害者との関係について(自身以外)

あなたが見たり、相談を受けたパワーハラスメントについて、パワーハラスメントをした人と被害者の関係として当てはまるものを教えてください。(複数選択可)

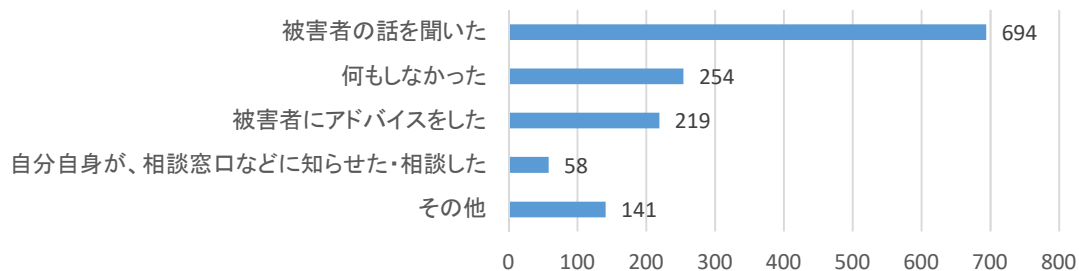


その他

- ・正規職員から、非正規職員である臨時的任用職員、非常勤講師へ
 - ・職種が異なる職員から
- など

とった行動について(自身以外)

パワーハラスメントを見たり、相談を受けたりした後、あなたはどのような行動をしましたか。

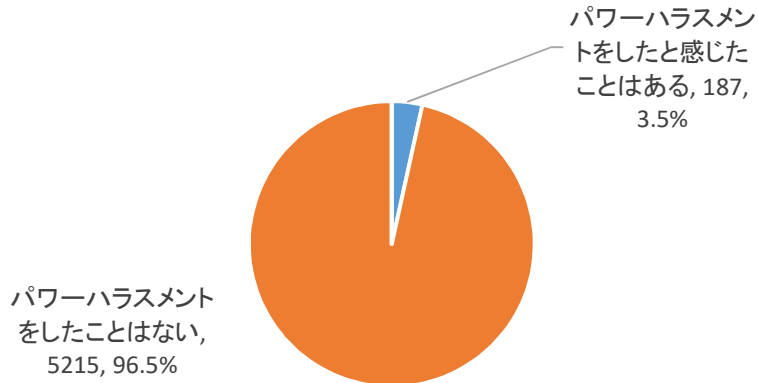


その他

- ・管理職に報告し、対応を求めた
 - ・加害者をいさめた
 - ・被害者を慰めた
 - ・他の同僚と今後の対応について相談した
 - ・労働組合に相談した
- など

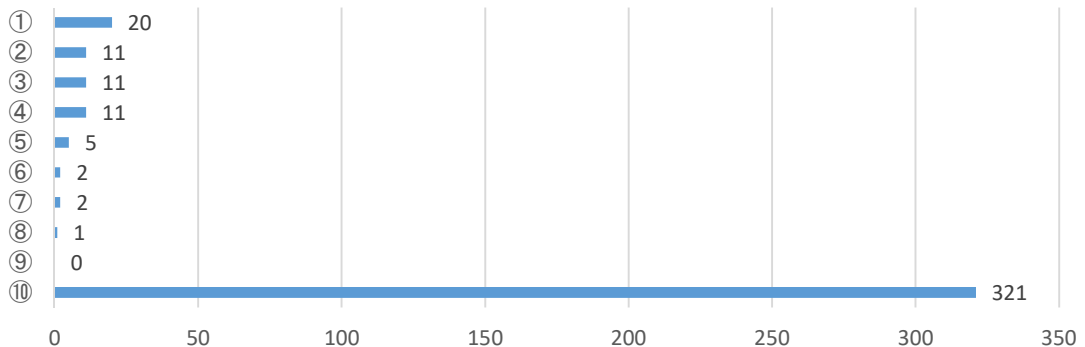
加害者としての自覚について

あなたは、平成27年度以降に部下、同僚、上司などにパワーハラスメントをしたかもしれない、と感じる言動をしたことはありますか。



管理職の行動について

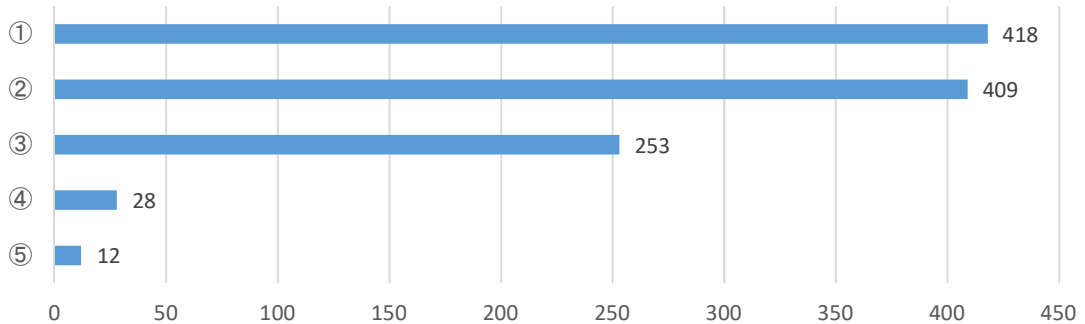
管理職の方にのみ聞きます。平成27年度以降(平成27年度以降に管理職になった方は、管理職になってから、)を振り返ったときに、部下や業務を指導している者に対して、したことがあるものをすべてお答えください。(複数選択可)



- ① 部下のミスについて、「何をやっている！」など強い調子で叱責する
- ② 業務の相談をしているときに、パソコンに向かったままで、視線を合わせない
- ③ ささいなミスについて、しつこく指導する
- ④ 他の職員または児童・生徒がいる前で、声を荒げて指導する
- ⑤ 書類を投げるなどして、修正を命ずる
- ⑥ 明らかに、期限に間に合わないと分かっている、資料の作成を命じる
- ⑦ 理由なく、一人だけ、本来業務から疎外したり、打合せから外す
- ⑧ 仕事を進める上で必要な情報を故意に与えない
- ⑨ 能力に見合わない程度の低い業務を継続的に命じる
- ⑩ 上記に当てはまるものはない(①～⑨のような、パワーハラスメントに該当する行為をそもそも行っていない)

管理職の意識について

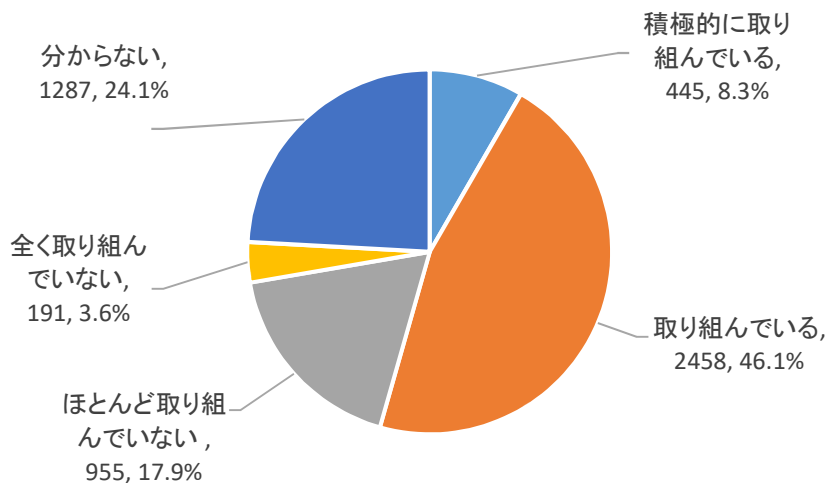
管理職の方のみ聞きます。パワーハラスメントに関して、あなたご自身が普段から気を付けたり、気にしていることはありますか。(複数選択可)



- ① あなた自身が、パワーハラスメントと言われるようなことをしないように、注意している
- ② 部下、同僚の気持ちを傷つけないように、言い方や態度に注意している
- ③ あなたの部下が、パワーハラスメントと言われるようなことをしないように、注意している
- ④ 特にない
- ⑤ その他
 - ・職員にできるだけ声掛けを行い、コミュニケーションを取ることを心がけている
 - ・パワーハラスメントと感ずることがあったら、遠慮しないで言ってきてほしいと、日頃から言っている
 - ・指導が必要な場合は、管理職が必ず複数で対応するなど

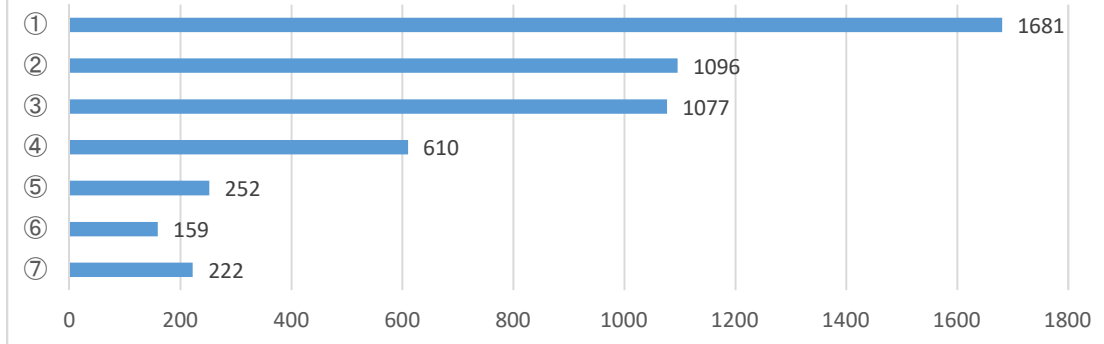
県教委の取組について

あなたは、パワーハラスメントに対する予防・解決への県教委の取組について、どのように考えていますか。



県教委に求める取組について

今後、県教委でパワーハラスメント予防・解決のための取組として、実施してもらいたい事項を選択してください。



- ① パワーハラスメントに対する処分の明確化
- ② 定期的な実態把握などのアンケート調査
- ③ 相談窓口の周知
- ④ 研修の実施
- ⑤ 「パワーハラスメントを起こさせない。」という教育長のメッセージ、意思表示
- ⑥ パワーハラスメント防止・予防のポスター等掲示
- ⑦ その他
 - ・パワーハラスメントに該当する言動を明確にするとともに、パワーハラスメントの具体例を周知すること
 - ・パワーハラスメントの当事者や第三者が相談しやすくするなど、相談窓口を機能するように改善すること
 - ・多忙化を解消し、風通しの良い職場環境をつくること
 - ・精神的な余裕を持てる職場にすること
 - ・適正な人員配置（パワーハラスメントを行わない管理職の人選、パワーハラスメント加害者の異動）など

VI リース契約満了により返却したハードディスクの盗難に係る再発防止について

1 全庁の対応

(1) 再発防止策検討会議

- 令和元年12月16日 再発防止策検討チーム発足
検討会議開催に向けた準備会開催
- 12月26日 第1回再発防止策検討会議開催
「情報流出防止策の基本方針」を決定
- 令和2年1月24日 第2回再発防止策検討会議開催
「県情報を保存するために使用した情報機器からの情報流出防止策」（以下「再発防止策」という。）をとりまとめ
- 1月27日 「再発防止策」を正式決定
- 2月25日 第3回再発防止策検討会議開催
「情報管理の在り方」の検討を開始

(2) 再発防止策の概要 <詳細については参考資料7参照>

- ・ 保存される情報の種類、保存される機器に応じて、3つの対策を実施する。

情報機器・保存情報別の対策

対策	情報機器	保存情報	処理
対策1	サーバ	個人情報、重要情報を含む	①データ消去（専用ソフトウェア又は磁氣的破壊）【県職員】 ②磁氣的破壊【契約事業者】 ③物理的破壊【契約事業者】 ④産業廃棄物として処理【契約事業者】
対策2	サーバ	公開情報のみ	①データ消去専用ソフトウェアによる上書き消去【県職員】
	パソコン	—	②データ消去専用ソフトウェアによる上書き消去【契約事業者】
対策3	タブレット	—	① 機器付属の初期化ツールによる消去【県職員】 ② 機器付属の初期化ツールによる消去【契約事業者】

- ・ 個人情報や重要情報が保存されたサーバは、情報の量によらず対策1の抹消措置を実施する。

- ・ 県職員によるデータ消去、契約事業者によるデータ抹消作業においては、対策1は処理①～③、対策2、対策3は処理①を、すべて県の管理下で複数の県職員が立ち会いのもと実施し、所属長に作業結果を報告する。
- ・ 県職員はリースする情報機器のシリアル番号を契約事業者に提出させ適切に管理し、抹消措置の確認等はシリアル番号でチェックする。
- ・ 抹消措置を計画的に実施するため、県職員は、処理の方法、対象物及び数量、実施日等について抹消措置計画書を作成し、あらかじめ所属長の承認を受ける。
- ・ 県の管理下で抹消措置を行うための期間は、契約満了後1か月を超えない範囲とし、契約事業者への返却後、産業廃棄物処理業者発行の廃棄証明書の写し又はデータ消去証明書を提出するまでの期間は、2か月を超えない範囲で契約に定める。
- ・ 再発防止策を確実に実施するため、リース契約において情報機器を調達する際の記載事項（特記事項、仕様書）や留意する事項を定める。（買い取りによる調達時も同様）

2 教育委員会の対応

(1) これまでの対応（令和元年12月13日以降）

令和2年1月15日 第1回再発防止策検討会議で決定した「情報流出防止策の基本方針」を県立学校長会議全体会にて説明

1月31日 教育局内会議開催

第2回再発防止策検討会議で決定した「再発防止策」の実施に向けた課題の整理

2月6日 教育局内会議開催

「再発防止策」の具体的な取組方法を周知

(2) 平成28年度以降に契約期間が満了になったリース契約について

○ 平成28年度以降に契約期間が満了になったリース契約のうち、富士通リースの1契約^(※)以外はすべて、リース会社からデータ消去作業完了の報告があった。

○ データ消去作業完了報告書が未提出である富士通リースの1契約については、返却したパソコンの台数が多いため、現在もデータ消去作業中であり、データ消去作業が完了後、3月末までに提出予定。

(※) 富士通リースとの当該契約は、データ消去作業完了報告書の提出を義務付けていないが、同社との調整により、データ消去作業完了報告書を提出することとしている。

(3) 今後の対応

- 富士通リースに対して、提出されていないデータ消去作業完了報告書の提出を引き続き求める。
- 「再発防止策」に基づきデータ消去を実施し、リース会社に返却する。
- 今後、リース契約を行う際は、再発防止策検討会議により決定する予定の標準契約書案を用いる。
- 現在、リース契約中の案件については、「再発防止策」に基づくデータ消去作業を講じることができるよう、リース会社と調整を行う。
- リース会社との調整がまとまらなかった場合は、情報システム課との協議により個別にデータ消去方法を決定し、可能な限り確実な方法でデータを消去する。
- 県立学校に設置したサーバについては、リース期間が満了して更新する際に、県教育委員会が管理するネットワークセンターに集約し運用するか、クラウドサービスに切り替えることにより、学校の負担軽減や管理の一元化を図る。

VII 新まなびや計画の取組状況について

1 新まなびや計画の概要

(1) 概要と整備スケジュール

項目	第1期 (H28～R1)	第2期 (R2～R5)	第3期 (R6～R9)
耐震対策	小規模補強工事等		
老朽化対策	緊急対策工事、長寿命化対策工事等		
トイレ環境改善	便器の洋式化、排水管更新等		
空調設備整備	使用頻度の高い特別教室等の空調設備整備		
高校改革推進	校舎の増改築、改修		
特別支援学校 施設整備	新校等整備、耐震・老朽化対策等		

(2) 整備事業費

平成28年度～令和9年度の12年間で1,500億円程度

なお、毎年度の具体的な施設整備については、予算審議を経て事業計画や整備手法を検討する。

2 令和元年度までの取組状況

(1) 耐震対策

校種	対象 (棟)	内容	実績				見込 R2	合計	進捗率
			H30 まで	R1	計	進捗率			
高等学校	197	着手(注)	82	50	132	67%	15	147	74%
		完成	14	17	31	15%	20	51	25%
特別支援学校	12	着手(注)	12	-	12	100%	-	12	100%
		完成	2	1	3	25%	2	5	41%
計	209	着手(注)	94	50	144	68%	15	159	76%
		完成	16	18	34	16%	22	56	26%

(注) 耐震化工事実施に向け、既に設計業務(仮設校舎含む)に取り組んでいるもの
【耐震化率※(R元年度末)】 高等学校 78% 特別支援学校 94%
 ※新まなびや計画以前の実施分を含む。

(2) トイレ環境改善

校種	対象 (棟)	内容	実績				見込 R2	合計	進捗率
			H30 まで	R1	計	進捗率			
高等学校(注)	303	完成	48	65	113	37%	47	160	52%
特別支援学校	78	完成	42	36	78	100%		78	100%
計	381	完成	90	101	191	50%	47	238	62%

(注) 中等教育学校を含む。

【洋式化率(R元年度末)】 高等学校 53% 特別支援学校 92%

(3) その他

ア 老朽化対策

【耐震化と併せた老朽化対策】 R元年度 二俣川看護福祉高校など12校

【老朽化緊急対策※】 H28年度 藤沢工科高校など44校

H29年度 茅ヶ崎高校など30校

※緊急対策が必要な老朽箇所を28・29年度に集中的に実施

イ 高校改革推進 R元年度 【調査・設計】 神奈川総合高校など5校

【整備工事】 横浜国際高校など5校

ウ 特別支援学校施設整備 R元年度 【整備工事】 あおば支援学校など2校

3 令和2年度の取組(令和2年度当初予算額21,207,191千円)

(1) 耐震・老朽化対策(12,850,923千円)

【調査・設計】 海老名高校など53校

【耐震化工事】 耐震補強工事 麻溝台高校など31校(36棟)

【耐震化と併せた老朽化対策】 小田原城北工業高校など28校(31棟)

【仮設対応】 鎌倉高校など44校

【除却工事】 希望ヶ丘高校1校

(2) トイレ環境改善(2,689,176千円)

【整備工事】 川崎北高校など54校(54棟)

(3) 空調設備整備(866,372千円)

【整備工事】 磯子工業高校など10校

(4) 高校改革推進(3,718,900千円)

【調査・設計】 神奈川総合高校など5校

【整備工事】 平塚農商高校など4校

(5) 特別支援学校施設整備(1,081,820千円)

【調査・設計】 岩戸養護学校

【整備工事】 小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室

4 その他

県立学校におけるバリアフリー化の推進(489,065千円※)

【トイレ環境改善】 県立学校でみんなのトイレを整備

【高校改革推進】 吉田島高校など2校でエレベーター等整備

【特別支援学校施設整備】 小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室の
エレベーター等整備

※新まなびや計画(再掲)と各所営繕で措置する15,000千円を含む

VIII 教員の働き方改革の推進について

学校現場では、社会環境の変化に伴い、いじめ、不登校や子どもの貧困問題、グローバル教育などの新しい教育への対応など、学校における課題が複雑化・困難化し、教員の精神的・身体的負担も大きくなっており、子どもたちと向き合う時間を確保していくことは、喫緊の課題である。

1 これまでの主な取組

(1) 勤務実態調査の実施(平成29年度)

神奈川県教育委員会では、教員の働き方改革を進めるためには、教員の勤務時間の実態把握が必要であることから、平成29年度に県立学校及び県所管の市町村立学校教員の勤務実態調査を実施した。その結果、本県における教員の長時間勤務の深刻な実態が明らかとなった。

(2) 神奈川の教員の働き方改革検討協議会の設置(平成30年度)

平成30年4月に今後の教員の働き方改革に関する取組等に関して議論をするため、「神奈川の教員の働き方改革検討協議会」を設置し検討を進め、平成31年3月に「神奈川の教員の働き方改革に向けた意見(最終まとめ)」(以下、「最終まとめ」という。)が取りまとめられた。

(3) 神奈川の教員の働き方改革に関する指針の策定(令和元年10月)

今後の教員の働き方改革に関する取組を総合的に推進するため、最終まとめ及び国の動向を踏まえ、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」を策定した。

2 国の動き

(1) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(以下、「給特法」という。)の一部改正

○ 学校における働き方改革を進めるための総合的な取組の一環として、令和元年12月11日に給特法が一部改正された。

〈給特法改正の内容〉

① 休日のまとめ取りのための一年単位の変形労働時間制度(第5条関係)

児童・生徒の夏休みなどの長期休業期間中に、教員の勤務時間が短くなる傾向があることを勘案し、例えば、業務量の多い4月や10月に週当たりの勤務時間を3時間増やし、その分を夏休み中にまとめて休日とする一年単位の変形労働時間制度の導入を地方公共団体(都道府県及び政令市)の条例により可能にする。

② 教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針の策定等(第7条関係)

文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理、その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定めるものとする。また、文部科学大臣は、上記指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとする。

- この給特法の改正には、衆参両院から附帯決議が付されており、
 - ・ 各地方公共団体に対して、指針を参酌した上で、条例・規則等に教育職員の在校等時間*の上限時間数を定めるよう求めること
 - ・ 服務監督権者である教育委員会及び校長は、ICT等を活用し客観的に在校等時間を把握することなど、本法の施行に当たり、政府及び関係者に特段の配慮をすべきであるとされている。
※「在校等時間」については、2(2)記載の国指針の内容による。
- 施行期日
 - ・ 一年単位の変形労働時間制度(第5条関係)については令和3年4月1日
 - ・ 業務量の適切な管理等に関する指針の策定等(第7条関係)については令和2年4月1日

(2) 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の告示

- 給特法が改正されたことを受け、文部科学省では、平成31年1月に策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を法的根拠のある「指針」に格上げするため、令和2年1月17日に「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(以下、「国指針」という。)を告示として公示した。

〈国指針の内容〉

① 業務を行う時間の上限

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする。

② 上限時間

- ・ 1か月の時間外在校等時間について、45時間以内
- ・ 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内

※ 児童・生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、1か月の時間外在校等時間100時間未満、1年間の時間外在校等時間720時間以内(連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ、時間外在校等時間45時間超の月は年間6か月まで)

③ 教育職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき措置

- ・ 国指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等において定める。
- ・ 教育職員が在校している時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測。 など

④ 都道府県等が講ずべき措置

サービス監督教育委員会が定める上限方針の実効性を高めるため、条例等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 県教育委員会の取組

(1) 給特法改正に伴う条例の改正及び規則の制定

ア 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正

(ア) 改正の趣旨

給特法の一部改正を踏まえ、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定めることを規定するなど、所要の改正を行う。

(イ) 改正の内容

教育委員会は、給特法第7条に規定する措置に関する指針*を定めることとし、指針を定め、又は変更したときには、遅滞なく公表することとする。(第7条関係)

その他所要の規定の整備を行う。(第3条第1項、第5条関係)

※ 指針は、令和元年10月に策定した「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」を一部改訂し条例に位置付ける予定

(ウ) 施行期日

令和2年4月1日

イ 県立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則（仮称）の制定

(ア) 制定の趣旨・内容

給特法の一部改正を踏まえ、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために、教育職員が業務を行う時間（在校等時間）から所定の勤務時間を除いた時間の上限※の設定を行う。

※ 国指針の上限時間と同様

(イ) 施行期日

令和2年4月1日

(2) 令和2年度における主な取組

ア 県立学校への支援

① 業務アシスタントの全校配置(継続)

「業務アシスタント」を全県立学校に継続して配置し、教員が子どもたち一人ひとりと向き合う時間などを確保するとともに、教員の勤務時間を縮減する。

② 部活動指導員の配置(拡充)

部活動の顧問として指導等を行う部活動指導員を県立高校に配置する。(10校⇒15校)

③ 県立学校勤務時間管理システムの導入(新規)

労働安全衛生法の改正等に伴い、教員の労働時間の状況を客観的に把握するために、県立学校において、勤務時間管理システムを導入する。

イ 市町村立学校への支援

① 小学校外国語教育(英語)における指導体制の充実(拡充)

市町村立小学校(政令市を除く)における外国語教育(英語)の教科化等への対応として、英語力を有し、質の高い英語教育を行うための専科教員を配置し、新学習指導要領の円滑な実施と、教員の負担軽減を図る。(40人⇒68人)

② スクール・サポート・スタッフの配置(新規)

教員がより児童・生徒への指導や教材研究等に注力できる体制整備のため、サポートスタッフを市町村立小・中学校(政令市を除く)に配置する。(106人)

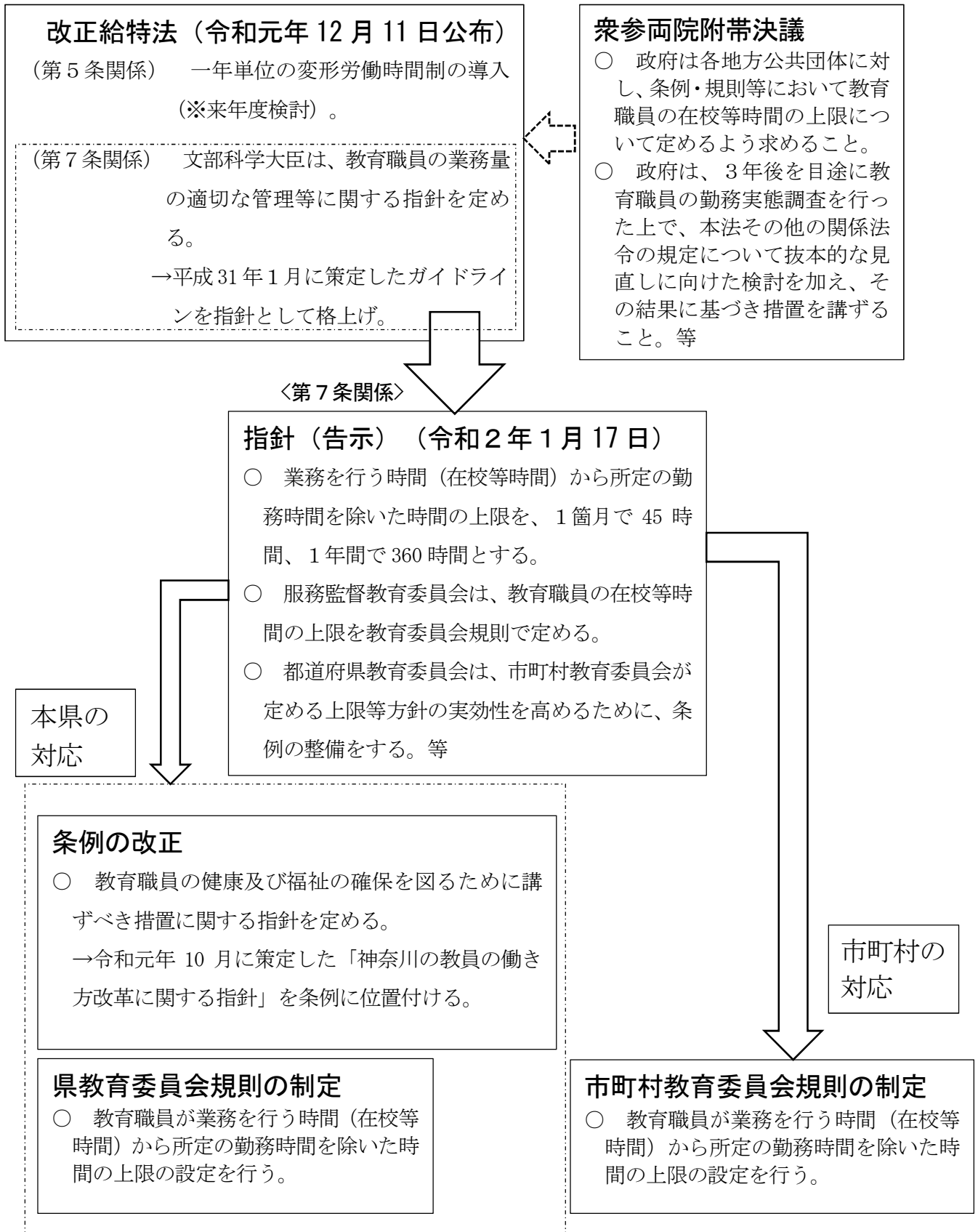
- ③ インクルーシブ教育校内支援体制整備事業費(小学校対象)(拡充)
市町村立小学校(政令市を除く)に教育相談コーディネーターの後補充非常勤講師を配置し、小学校におけるインクルーシブ教育の推進と、教員の負担軽減を図る。(15市町村、15校⇒30市町村、30校)
- ④ 部活動指導員の配置補助(中学校対象)(拡充)
部活動の適正化を進めている市町村(政令市を除く)に対して、部活動指導員の配置に係る経費の一部を補助する。(4市6人⇒7市町25人)

(3) 働き方改革部会の設置

「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」の各取組の効果を検証するため、「神奈川県教職員人材確保・育成推進協議会」に県及び市町村教育委員会の代表、校長会、現場教員等の代表で構成する「働き方改革部会」を設置する。

[参考]

改正給特法の仕組みについて



IX インクルーシブ教育の推進について

1 義務教育段階の取組

(1) 平成30年度までの取組

○ 「みんなの教室」モデル事業

ア 仕組み

すべての子どもが、できるだけ通常の学級で共に学びながら、一人ひとりのニーズに応じた指導・支援を受けることができる仕組み。

イ ねらい

- ・ 通常の学級に在籍する支援の必要な子どもが、必要な時に適切な指導を受けられるようにすることで、教育的ニーズに一層対応しやすくする。
- ・ 特別支援学級に在籍する子どもが、これまで以上に通常の学級で学ぶ機会を増やす。
- ・ 子どもたちがかかわり合う機会を増やし、相互に理解し合いながら、集団に適応する力を一層育む。

ウ モデル校（7校）

推進地域	モデル校（平成30年度学級数）	実施年度
茅ヶ崎市	第一中学校（21学級）	平成27～30年度
寒川町	南小学校（20学級）	平成28～30年度
厚木市	毛利台小学校（23学級）	平成28～30年度
	玉川中学校（14学級）	平成28～30年度
南足柄市	福沢小学校（16学級）	平成28～30年度
	向田小学校（17学級）	平成28～30年度
	足柄台中学校（14学級）	平成28～30年度

エ 取組の成果

- ・ 教育相談コーディネーターを中心とした校内支援体制が整備され、支援が必要な子どもに関する情報共有・支援策の検討などが組織的に行われ、子どもへの指導・支援に関する教職員間の共通理解が図られた。
- ・ 交流及び共同学習など、共に学び共に育つ取組が日常的に行われ、子ども同士の自然なかかわり合いや学び合いが生まれ、子どもの中に「みんなが学級の仲間」という意識が浸透してきた。
- ・ 多様な子どもが共に学ぶ機会が増えたことから、学習の内容・方法・環境の工夫改善等、誰にでもわかりやすい授業づくりの取組が行われ、わかる喜びや達成感を味わい、自信をつけている子どもの姿が見られた。

オ 課題

特に小学校では、教育相談コーディネーターに指名された教員が授業や学級担任を併せて受け持っており、コーディネート業務に当たる時間の確保が必要であることが分かった。

(2) 令和元年度からの取組

○ インクルーシブ教育校内支援体制整備事業

ア 仕組み

特に教育相談コーディネーターが学級担任等を兼務している現状にある小学校に、後補充非常勤講師を配置し、教育相談コーディネーターの授業時間を軽減することで、コーディネート業務に当たる時間を確保し、教育相談コーディネーターを中心とする校内支援体制を整備することにより、小学校におけるインクルーシブ教育の推進を図る。

イ ねらい

- ・ すべての子どもができるだけ共に学び共に育ちながら、必要に応じて適切な指導・支援を受けられる校内支援体制を整備する。
- ・ すべての子どもができるだけ通常の学級で共に学び共に育つための授業づくり及び学級づくりを行う。
- ・ すべての子どもが共に学び共に育つことにより、相互理解を深められるようにし、多様性を認め、互いの個性を尊重し、他者と協働する力を育む。

ウ 令和元年度指定校（15校）

No.	地域	市町村名	指定校名
1	横須賀市		公郷小学校
2	湘南三浦	鎌倉市	深沢小学校
3		藤沢市	鵜南小学校
4		茅ヶ崎市	円蔵小学校
5	県央	大和市	柳橋小学校
6		海老名市	杉本小学校
7		座間市	相模が丘小学校
8		綾瀬市	綾瀬小学校
9	中	平塚市	勝原小学校
10		秦野市	西小学校
11		伊勢原市	比々多小学校
12	県西	小田原市	富水小学校
13		大井町	上大井小学校
14		箱根町	湯本小学校
15		湯河原町	湯河原小学校

エ 取組の成果

- ・ 後補充非常勤講師が配置されたことにより、教育相談コーディネーター（教員）がコーディネート業務を行う時間を確保できるようになり、校内の情報共有がスムーズにできるようになった。その結果、教員が悩みをコーディネーターに相談したり、ケース会議を開きやすくなったり、若手教員や学級担任が問題を一人で抱え込まないですむ雰囲気を作られつつある。（支援体制）
- ・ 教員同士の情報交換が密になったことで、授業づくり、学級づくりについても工夫改善が図られている。（共に学ぶ環境づくり）
- ・ 特別支援学級と通常の学級の児童間の交流が増えるとともに、児童が相互に自然にかかわり合ったり、助け合ったりする姿が増え、学校全体が温かな雰囲気になっている。（相互理解の深まり）

オ 課題

- ・ 学校によっては、インクルーシブ教育の理念についての共有が教職員間で不十分だったり、意識の差があったりして、課題のある児童への対応がすぐに個別支援になる場合もあり、学校全体の組織づくりや意識改革をさらに進めていく必要がある。

カ 令和2年度取組（予定）

15市町、小学校15校

→ 30市町村（政令市を除く）、小学校30校

（予算額 94,680千円）

(3) 全県への普及

ア「小・中学校インクルーシブ教育推進協議会」等の開催

- ・ 各指定校の取組の成果と課題を検証するとともに、全県におけるインクルーシブ教育の推進に向けた協議を行う。

イ 各種会議・研修会での周知

- ・ 全県指導主事会議、小・中学校教職員対象の教育研究会等で、指定校の取組等に係る情報提供及び協議等を行う。

ウ 市町村教育委員会への働きかけ

- ・ 「小・中学校インクルーシブ教育推進協議会」の地域連絡部会に出席を依頼し、インクルーシブな学校づくりのポイント等を伝え、取組の促進を図る。

2 高等学校段階の取組

(1) インクルーシブ教育実践推進校の指定

知的障がいのある生徒が高校教育を受ける機会を拡大するため、次のことに取り組んだ。障がいのある生徒もない生徒も、共に学ぶことを通じて相互理解を深め、多様性の受容力・社会性・思いやりの心を育む。

ア 平成27年1月

「県立高校改革基本計画」の重点目標にインクルーシブ教育を位置づけた。

イ 平成28年4月

「県立高校改革実施計画（Ⅰ期）」において、茅ヶ崎高校、厚木西高校、足柄高校の県立高校3校をインクルーシブ教育実践推進校（パイロット校）に指定した。

ウ 平成30年10月

「県立高校改革実施計画（Ⅱ期）」において、パイロット校3校に加えて、11校をインクルーシブ教育実践推進校に指定することとした。知的障がいのある生徒が自力で通学することを考慮し、通学地域を設定した。

※インクルーシブ教育実践推進校（14校）

高等学校	通学地域
川崎北高等学校	川崎市
城郷高等学校	川崎市 横浜市
霧が丘高等学校	
上矢部高等学校	横浜市
津久井浜高等学校	横須賀市 鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 逗子市 三浦市 葉山町 寒川町
湘南台高等学校	
茅ヶ崎高等学校 *	
二宮高等学校	平塚市 秦野市 伊勢原市 大磯町 二宮町 南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町
伊勢原高等学校	
足柄高等学校 *	開成町 小田原市 箱根町 真鶴町 湯河原町
厚木西高等学校 *	相模原市 厚木市 大和市 海老名市 座間市 綾瀬市 愛川町 清川村
綾瀬高等学校	
上鶴間高等学校	
橋本高等学校	

*パイロット校

(2) 各パイロット校における校内体制の整備等

ア 生徒支援体制の整備

〈指導体制〉

生徒の教育的ニーズに対応するためのティーム・ティーチング、少人数指導、個別対応指導等が可能となる体制の整備を行い、一人ひとりの状況に応じた指導に取り組んでいる。

〈キャリア教育〉

生徒が進路希望を実現し、卒業後、社会で活躍できるようにするための指導体制の整備を行い、職場見学やインターンシップ等、体験的な学習も含めた指導に取り組んでいる。

イ 施設・設備の整備

〈リソースルーム等の整備〉

生徒が安心して学校生活を送り、必要に応じて個別の指導等を受けるためのリソースルーム等の整備を行い、一人ひとりに対する充実した支援に取り組んでいる。

(3) インクルーシブ教育実践推進校の志願に向けた取組

ア 入学者選抜

〈平成29年度及び平成30年度〉

「連携型中高一貫教育」に基づき、一般募集とは異なる連携募集により実施した。知的障がいのある生徒を1学年あたり21名募集し、3校で平成29年度は31名、平成30年度は41名が入学した。

〈令和元年度〉

茅ヶ崎高校及び厚木西高校では、引き続き連携募集により、計32名が入学した。

足柄高校では、連携する中学校の数が少なく、志願者が増えにくいという状況があり、南足柄市と足柄上郡を対象に行っていた連携募集に加え、同じ県西地域である小田原市と足柄下郡の中学校に在籍する生徒を対象とした特別募集を実施した。連携募集で7名、特別募集で14名、合わせて21名が入学した。

令和2年4月入学者については、神奈川県内の中学校に在籍する生徒を対象に、14校においてインクルーシブ教育実践推進校特別募集を実施。募集定員は各校21名。

イ 中高連携事業

志願対象となる中学生が高校での学習や生活について理解を深め、適切な進路選択ができるよう、これまでの連携募集の成果を生かして、学校説明会、授業見学会、学校行事等見学会を実施している。

ウ 相互理解を深める教育活動

各インクルーシブ教育実践推進校のすべての生徒が、インクルーシブ教育について主体的に学ぶための学習活動を、毎年、各学校において実施している。

(4) すべての県立高校におけるインクルーシブ教育の推進

共生社会の実現に向け、すべての県立高校におけるインクルーシブ教育を推進するため、平成28年度より「高等学校におけるインクルーシブ教育の推進に係る会議」を年1回開催している。神奈川のインクルーシブ教育の推進についての理解を深めるとともに、インクルーシブ教育実践推進校（パイロット校）におけるこれまでの取組や、支援体制の充実に向けた県立高校の実践の成果等を共有できるようにしている。

(5) 令和2年度の取組（予定）

ア 施設整備（予算額 95,792千円）

インクルーシブ教育実践推進校において、知的障がいのある生徒が、できるだけ同じ教室で授業を受けつつ、生徒の必要性に応じて学習を行えるように、リソースルーム等の施設や物品を整備する。

イ インクルーシブ教育実践推進校の教職員配置（人件費対応）

知的障がいのある生徒が入学することから、各校に、次の教職員を配置する。

- ・インクルーシブ教育推進担当教員（指定校14校）
校内の支援体制を整備し、インクルーシブ教育を推進する。
- ・進路担当教員（パイロット校3校→指定校14校）
生徒の円滑な社会接続に向けた指導を行う。
- ・教科指導担当教員（パイロット校3校→指定校14校）
複数の教員による指導、少人数指導及び個別指導を行う。
- ・インクルーシブ教育推進支援員（指定校14校）
教員と連携して、生徒の学習支援を行う。

3 インクルーシブ教育の推進に係る理解の促進

(1) インクルーシブ教育推進フォーラムの実施

ア 目的

本県のインクルーシブ教育の推進について、すべての県民に理解を深めていただくため、平成26年度から継続して実施している。

イ 実施状況

	テーマ	目的・対象地域	開催回数	参加者数	開催地
平成 26年度	共生社会の実現をめざして ～インクルーシブな 学校づくりに向けて～	理解・啓発を目的とする 全県対象	4回	690名	平塚市 藤沢市 横浜市 海老名市
平成 27年度	地域と共につくる インクルーシブな学校 ～地域で育つ子ども・ 地域で生きる子ども～	理解・啓発を目的とする 全県対象	3回	727名	横浜市 (2回) 海老名市
平成 28年度	地域と共につくる インクルーシブな学校 ～子どもを支える地域の ネットワークづくり～	理解・啓発を目的とする 全県対象	1回	1,008名	相模原市
		「みんなの教室」モデル 事業及びインクルーシブ 教育実践推進校（パイロ ット校）の各取組地域に おける開催	3回		茅ヶ崎市 南足柄市 厚木市
平成 29年度	地域と共につくる インクルーシブな学校 ～みんなで描く わたしたちの学校～	理解・啓発を目的とする 全県対象 (過去未開催の地域)	4回	850名	小田原市 横須賀市 伊勢原市 大和市
平成 30年度	地域と共につくる インクルーシブな学校 ～みんなでつくる 「わたしたちの学校」～	理解・啓発を目的とする 全県対象	2回	637名	海老名市 川崎市
令和 元年度	みんなでつくる インクルーシブな学校 ～共に考えること、 自分にできること～	理解・啓発を目的とする 全県対象 「みんなの教室」モデル 事業及びインクルーシブ 教育実践推進校（パイロ ット校）の各取組地域に おける開催 市町教育委員会との共催	4回	810名	南足柄市 厚木市 寒川町 相模原市

ウ 平成26年度から令和元年度までの成果

- ・ 6年間の継続的な実施により、ほぼ県全域で開催できた。
- ・ 平成30年度は、インクルーシブ教育実践推進校（パイロット校）と「みんなの教室」モデル事業の取組について実践報告を行ったことで、県のインクルーシブ教育の取組についての具体的な理解につながっている。
- ・ 令和元年度は、連携募集でパイロット校に入学し学んでいる生徒やその保護者の方が壇上で発表したり、講師を兼ねたコーディネーターと会場を交えたフリーディスカッションをしたりするなど、これまでにない取組を実施することができた。
- ・ 参加者のうち県民の占める割合が増えており、インクルーシブ教育についての一定の理解が進み、学校教育の取組だけでなく、

自分が学校や地域で何ができるかを考える機会につながっている。

- ・ 特に、パネルディスカッションにおいては、回数を重ねるにしたがって、会場参加者から、自分たちの地域でインクルーシブ教育を進めていく上での具体的な課題等についての意見が出されるようになった。

(2) リーフレット「かながわのインクルーシブ教育の推進」の活用

ア 目的等

- ・ 子ども・保護者をはじめ、すべての県民にインクルーシブ教育の推進について理解を深めていただくことを目的として作成した。
- ・ 平成27年度、県内すべての幼稚園、小・中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の幼児、児童、生徒及び保護者、教職員に配付した。

イ 特徴

- ・ インクルーシブな学校について主体的に考えていただけるよう、平易な言葉を用いた対話型形式のリーフレットとした。

ウ 活用に向けた取組

〈教員対象の活用研修〉

県内の公立小・中学校及び高等学校の教職員を対象に開催している。

〈児童・生徒対象の研修会〉

児童・生徒向けのインクルーシブ教育に関する研修を開催している。

〈インクルーシブ教育推進フォーラムでの活用〉

各フォーラムにおいて、リーフレットを用いた説明を実施している。

〈点字版等の作成〉

リーフレットをより多くの方にご活用いただくため、新たに点字版、音声版、総ルビ版、外国語版及び小学校低学年版等を作成し、ホームページに掲載している。

(3) 令和2年度の取組（予定）

インクルーシブ教育推進フォーラム（3回）を引き続き開催するとともに、教員対象の研修や児童・生徒対象の研修会等の場でリーフレット等を配付して、本県のインクルーシブ教育の推進について理解・啓発を図っていく。

(参考) インクルーシブ教育の推進の社会的背景・経緯

1 世界及び国内の動向

(1) 世界の動向

ア 「サラマンカ宣言」採択（平成6年）

障害のある子どもを含めた万人のための学校が提唱された。

イ 「障害者の権利に関する条約」国連採択（平成18年。日本は平成26年批准）

障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないことが規定された。

(2) 国内の動向

ア 「障害者基本法」一部改正（平成23年）

可能な限り障害者である児童・生徒が、障害者でない児童・生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ必要な施策を講じなければならないことが規定された。

イ 文部科学省中央教育審議会特別委員会報告（平成24年）

共生社会の形成に向けて、同じ場で共に学ぶことを追求し、個別の教育的ニーズに最も的確に応える多様で柔軟な仕組みの整備や、連続性のある「多様な学びの場」の用意が必要と報告された。

ウ 「学校教育法施行令」一部改正（平成25年）

特別支援学校への就学を原則とした就学先決定の仕組みから、児童・生徒の個々の障害の状態等を踏まえた総合的な観点から決定する仕組みに改正された。

エ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行（平成28年）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として制定された。

2 本県の動向

(1) これまでの本県の教育

ア 共に学び共に育つ教育（昭和59年 県総合福祉政策委員会提言）

地域社会における、共に学び共に育つ環境づくりを推進してきた。

イ 支援教育（平成14年「これからの支援教育の在り方について（報告）」）

すべての子どもたちの自らの力では解決できない独自の課題を「教育的ニーズ」として捉えそれぞれに適切に対応する「支援教育」を推進してきた。

ウ 共に育ち合う教育（平成19年「かながわ教育ビジョン」策定）

子どもたちが成長の過程で様々な人々と出会い共に学ぶことで立場を超えて理解し合い学び合える、誰をも包み込むインクルージョン教育を推進してきた。

(2) インクルーシブ教育の推進（平成27年 教育ビジョン一部改定）

支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向けて、小・中学校から高校までの連続性のある多様で柔軟な学びの場を提供しつつ、すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び共に育つ、インクルーシブ教育を推進していく。

X 令和3年度学科改編対象校（神奈川県総合高校舞台芸術科）の設置計画（案）について

1 趣旨

(1) 経緯

県立高校改革を進めるため、平成28年1月に中長期（概ね15年間）を展望し、教育内容、学校経営、高校の再編・統合等にかかる12年間の「実施計画（全体）」及び、取組や対象校名を明示した「実施計画（Ⅰ期）」を策定し、平成30年10月に「実施計画（Ⅱ期）」を策定した。この「実施計画（Ⅱ期）」において、令和3年度、神奈川県総合高等学校に演劇など舞台芸術を幅広く学ぶ「舞台芸術科」を設置することとした。「舞台芸術科」の設置に向け「設置計画」を策定する。

令和元年10月 設置計画の考え方、教育内容等の基本的な内容をまとめた「設置基本計画案」を文教常任委員会で報告

12月 「設置計画（案）」作成の進捗状況を文教常任委員会で報告

(2) 「設置計画（案）」について

「設置計画」に基づいて、開校に向けた準備及び開校後の学校運営や教育活動を行うため、「県立高校改革実施計画」を踏まえ、舞台芸術科の教育の考え方、教育内容、教育環境等について計画を定める。

ア 改編内容

単位制による舞台芸術科の新たな設置
（普通科個性化コース・普通科国際文化コースとの併置）

イ 主な内容

- ・ 学科改編の実施年度
- ・ 設置形態（新校の課程・学科、日課表等）
- ・ 設置の目的
- ・ 基本的コンセプト（基本的な教育の内容や方法）
- ・ 教育課程等（特徴的な教育内容、進路に対応した科目選択、学科改編の特色を生かした科目の説明等）
- ・ 施設・設備の整備

- ・ 指導体制等について ※ 舞台芸術科教員(1名)を採用
令和元年 11月公募
第1次選考及び合格発表
12月第2次選考及び合格発表
令和2年 4月採用

2 今後の予定

- 令和2年3月 「設置計画(案)」を教育委員会に付議
「設置計画」の策定
- 11月 令和3年度学科改編に伴う諸規定の改正
- 令和3年4月 令和3年度学科改編による新しい学校として教育活動を開始

XI 社会教育施設の老朽化に対する取組等について

教育局が所管する県立社会教育施設については、老朽化が進んでいることから、これまで様々な取組を行ってきた。

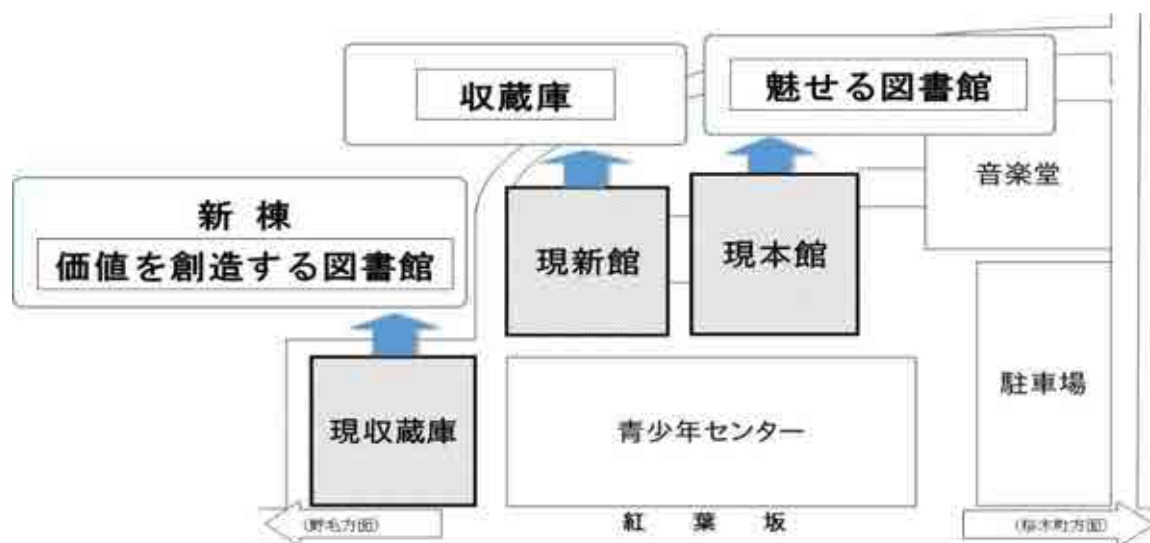
そこで、今年度までの施設整備・設備改修に関する取組及び来年度以降に行う取組について、概要を報告する。

1 県立図書館の再整備状況

(1) 再整備の概要

平成 28 年 10 月に策定した「県立図書館の再整備に向けた基本的な考え方」に基づき、現収蔵庫は除却し、新たに新棟を建築して、利用者が学び、交流することで、自己実現につなげる機能を持った「価値を創造する図書館」とする。また、現本館は、人々が訪れ、親しみ、また来たいと思える賑わいの場となる「魅せる図書館」とする。さらに、現新館は、将来にわたって増えていく蔵書等の資料を保管するための「収蔵庫」とする。

以上の再整備を令和 6 年度末までに順次実施していく予定としている。



(2) 新棟新築工事について

ア 基本・実施設計

平成 31 年 4 月から令和 2 年 2 月にかけて、以下の設計を行った。

(ア) 新棟の機能

「価値を創造する図書館」として、利用者が広く、深く学び、また、利用者同士が交流し共に学ぶためのフロア構成としている。1 階は多くの利用者が入

りやすい雰囲気とし、上層階に上がるにつれて利用者の学びが深まり、4階には利用者同士が交流し議論できるエリアを持たせている。

(イ) 各フロアの主な構成（イメージ）

4階	研究交流スペース、グループ討議室、オープン研究スペース、個室研究スペース、レファレンスカウンター
3階	一般閲覧席、開架書架（通常・集密）、くつろぎスペース、テラス
2階	一般閲覧席、開架書架（通常・集密）、閉架書庫（集密）、サイレントルーム、ラウンジ（飲食スペース）
1階	一般閲覧席、開架書架（通常・集密）、エントランスホール、総合カウンター、展示スペース、ラウンジ（ショップ、飲食スペース）

イ 収蔵庫除却工事

現在、新棟建設予定地にある収蔵庫の除却工事を進めており、令和2年度当初までの完了を予定している。

ウ 令和2年度の取組

令和3年度までの2年間をかけて、「価値を創造する図書館」としての新棟新築工事を実施する予定としている。

(3) 本館外構改修工事について

前川國男氏の設計による建築の魅力を引き出し、賑わいの創出につなげるため、平成31年4月から令和元年8月にかけて、景観の改善と回遊性の向上を図る工事を行った。



本館東側（舗装や照明を竣工当時の意匠に改善）



本館北側（建物本来の美しさを引き出すため、植栽を整理し、遊歩道・庭園灯を設置）

- (4) 新館改修工事事前調査について
県立図書館新館を収蔵庫として改修するにあたり、基本設計・実施設計に先立ち、必要な事項を把握するための事前調査を、令和2年3月末までに実施する。

2 金沢文庫の設備改修状況

(1) 概要

収蔵庫内の空調設備が不調となったことから、平成27年度以降、順次空調設備の更新を行ってきたが、令和元年度中に、一連の改修工事が完了し、空調設備の安定的な運転が確保できることとなった。

(2) 経過

平成27年度	エアハンドリングユニット（収蔵庫系統など）の更新 冷温水熱源装置の更新
平成28年度	中央監視制御装置の更新
平成29年度	ファンコイルユニットの修繕
平成30年度	エアハンドリングユニット（展示室系統）の修繕
令和元年度	エアハンドリングユニット（展示室、書庫系統）の更新 蓄熱槽の改修 自動制御装置の改修

(3) 令和2年度の取組

設置後約30年が経過し、老朽化が進んでいる自動火災報知設備の更新工事を行う。

3 近代美術館の整備改修状況

(1) 概要

平成28年3月の鎌倉館の閉館に伴い、これまで葉山館、鎌倉館、鎌倉別館の3館で担ってきた機能を、葉山館、鎌倉別館の2館で実施することとした。

(2) 令和元年度及び2年度の取組

葉山館については、特定事業契約事業者（PFI事業者）が維持管理等を行っているが、開館から16年が経過し、一部の施設・設備で老朽化が進んでいるため、令和2年

1月から展示を休止し、PFI事業者の予算により、空調設備と屋根の改修工事を行う。なお、展示の再開は7月を予定している。

また、鎌倉別館については、従前、鎌倉館が担ってきた管理機能やサービス機能を鎌倉別館に整備するなどの改修工事を、平成30年2月から行い、令和元年10月に再開館した。

4 歴史博物館の設備改修状況

(1) 概要

平成7年のリニューアル後20年余りが経過し、老朽化した空調設備等を改修するため、平成28年6月から休館して改修工事を行い、平成30年4月に再開館した。

(2) 令和2年度の取組

設置後25年が経過し、老朽化が進んでいる電気系統制御装置の更新工事を行う。

5 生命の星・地球博物館の設備改修状況

(1) 概要

令和2年度から3年度にかけて、経年劣化による故障が発生している空調設備を更新するとともに、老朽化しているエレベータの更新を行うことにより、博物館資料の展示・保存に適した環境の維持と来館者への快適な環境の提供を実現する。

(2) 令和2年度以降の取組（予定）

令和2年度 実施設計

令和3年度 空調設備

- ・冷温水熱源装置の更新、中央監視装置の更新
 - ・パッケージエアコンの更新
- エレベーター
- ・制御装置の更新
 - ・駆動装置の更新

6 その他

川崎図書館は、施設が老朽化する中、平成23年3月に川崎市が策定した「富士見周辺地区整備実施計画」や、市内

における産業情報機能の存続という市からの要望等も勘案して検討を重ね、平成30年5月、ものづくり技術を支える機能に特化した「ものづくり情報ライブラリー」として、川崎市高津区の「かながわサイエンスパーク」に移転・再開館した。